

森林シューセキ！の今とこれから

令和6年1月

林野庁 森林利用課
森林集積推進室
城 風人

1. はじめに

かつての日本の森林の姿

- 我が国の山(森林)は、かつて各地で過剰な伐採による荒廃が見られた。(江戸、明治、大正、昭和初期)
- 戦中・戦後は、戦争資材・復興資材を供給するため全国的に伐採が進み、各地で大規模な水害・土砂災害が発生。(昭和23年には150万ha(≒岩手県≒九州の1/3の面積)の伐採跡地が放置される状況に。)



安藤広重の東海道五十三次の描写の中でも木はまばら
(江戸時代)

昭和中期頃まで、建築用材、薪炭用材、田畑の肥料の採取等で森林資源を高度に利用。奥山を除いて森林の資源は現在ほど豊かではなかった。

→山(森林)の資源は、人々の生活で日常的に利用するもので、山は身近な存在。



秋田県小坂町



滋賀県大津市田上山

災害の多発



明治43年 東京大水害(千住付近)

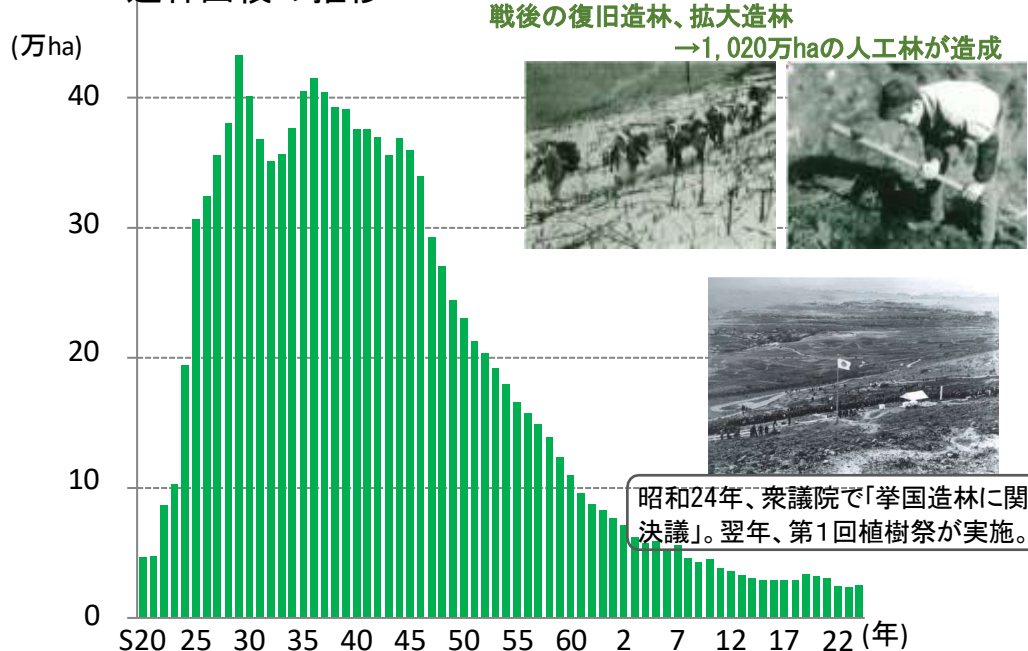


昭和34年 伊勢湾台風(愛知県)

森林の荒廃から回復へ、積極的な木材生産と復旧・拡大造林

- 明治期をはじめとして多くの水害が発生したことから、明治29年に河川法が、明治30年には砂防法と森林法(いわゆる「治水三法」)が成立。
- 昭和20年代から、伐採跡地への植栽を積極的に実施(昭和29年に43万ha)
- また、戦後の復興、高度経済成長に伴い、木材の需要が急増するとともに木材価格が高騰。全国で積極的な伐採・拡大造林が進展。1千万haの人工林が造成。

■ 造林面積の推移

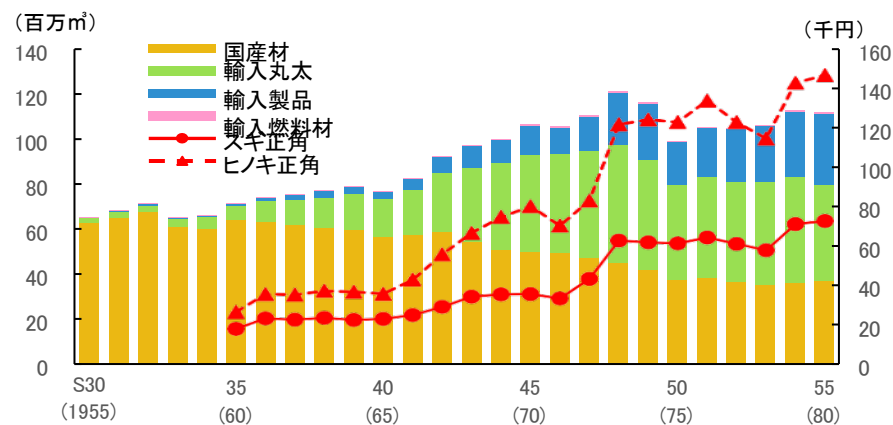


資料: 森林・林業統計要覧(林野庁) ※樹下植栽面積は含まない
写真: 林業公社半世紀の軌跡(全国森林整備協会50年記念誌)

➤ 伐採と植栽が進む

➡ 若い森林が多くを占め、長らく手間(金)はかかるが伐る資源がない(資源枯渇)状況に

■ 木材の需要急増と価格高騰



資料: 木材需給表(林野庁)、木材価格(農林水産省)

■ 当時の新聞社説(昭和30~40年代)

朝日新聞	木材価格値上がりの原因は供給力の不足にある。国有林の増伐もやらねばなるまい。
読売新聞	国有林野事業特別会計によって、実質的に日本最大の山持ちである林野庁は増伐して木材価格の抑制につとめるべきであろう。
毎日新聞	天然過熟林をかかえる国有林のことだから、林道への投資を惜しまなければ増伐の可能性は十分あるだろうし、期待もできる。

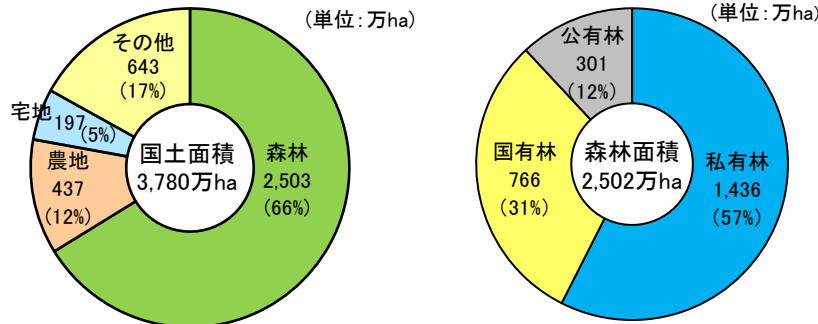
昭和中期頃までの「禿山」が、先人の努力により豊かな森へと回復



我が国の森林の概要

- 我が国の森林面積は国土の3分の2に当たる約2,500万haであり、世界有数の森林国。森林蓄積は人工林を中心に毎年約6千万m³増加し、現在は約54億m³。
- 面積ベースで人工林の半分が50年生を越えて成熟し、利用期を迎えている。この豊富な資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

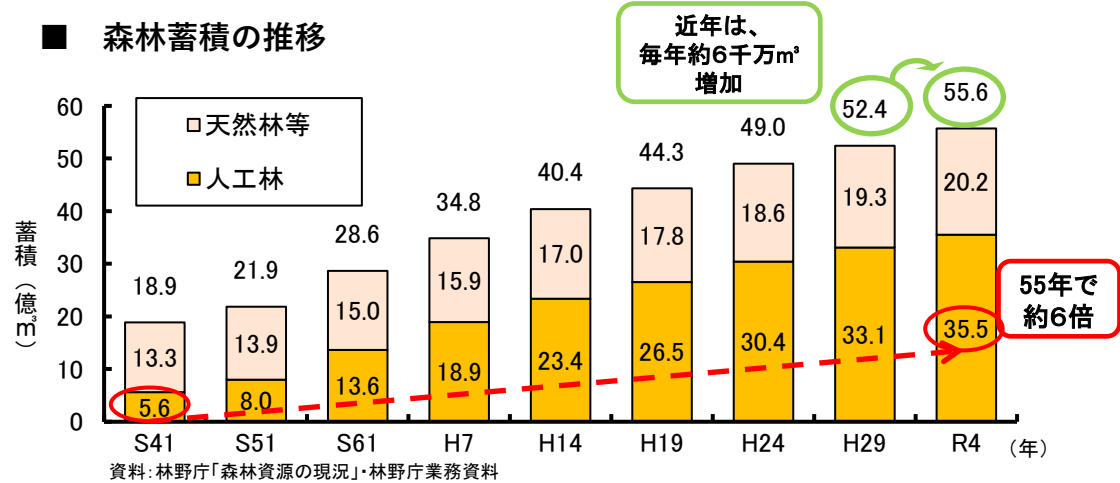
■ 国土面積と森林面積の内訳



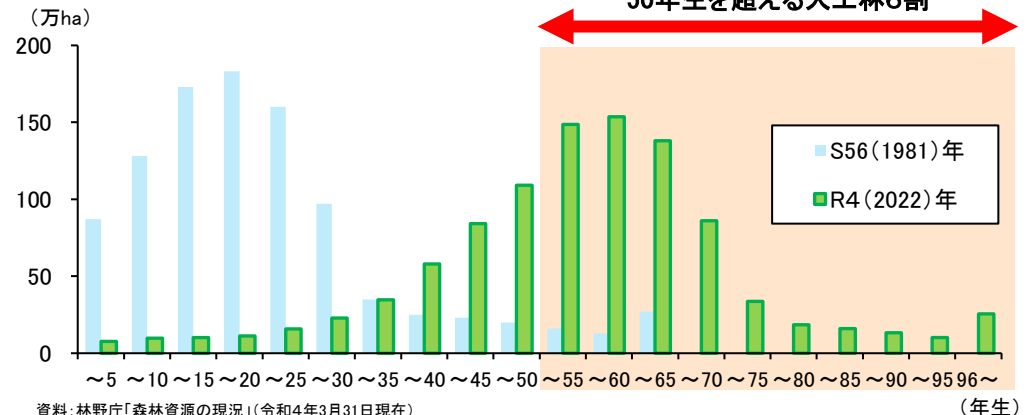
資料: 国土交通省「令和5年版土地白書」
(国土面積は令和2年の数値)
注1: 計の不一致は、四捨五入による。
注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

資料: 林野庁「森林資源の現況」
(令和4年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移

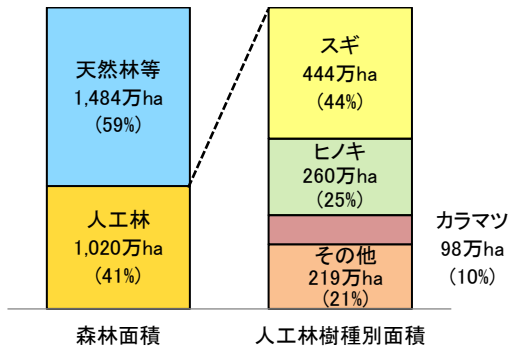


■ 人工林の齢級別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)
注: S56年は61年生以上をまとめて集計。

■ 人工林の樹種別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

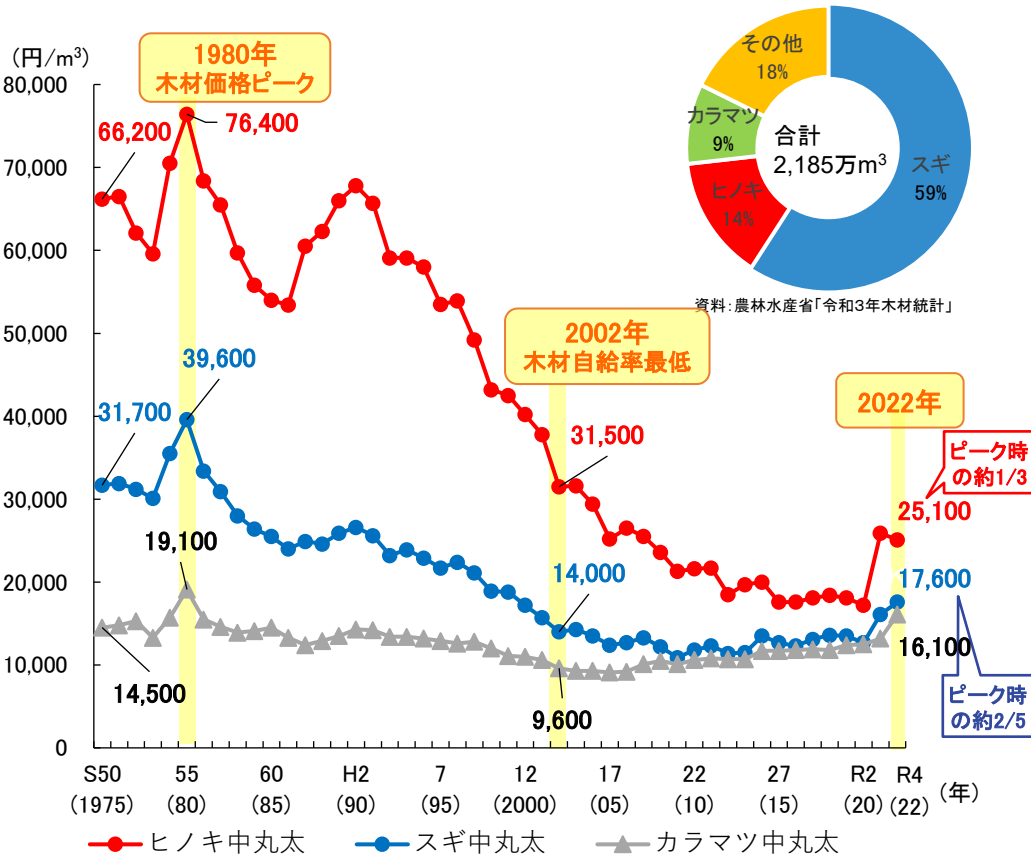


「伐って、使って、植えて、育てる」時代へ

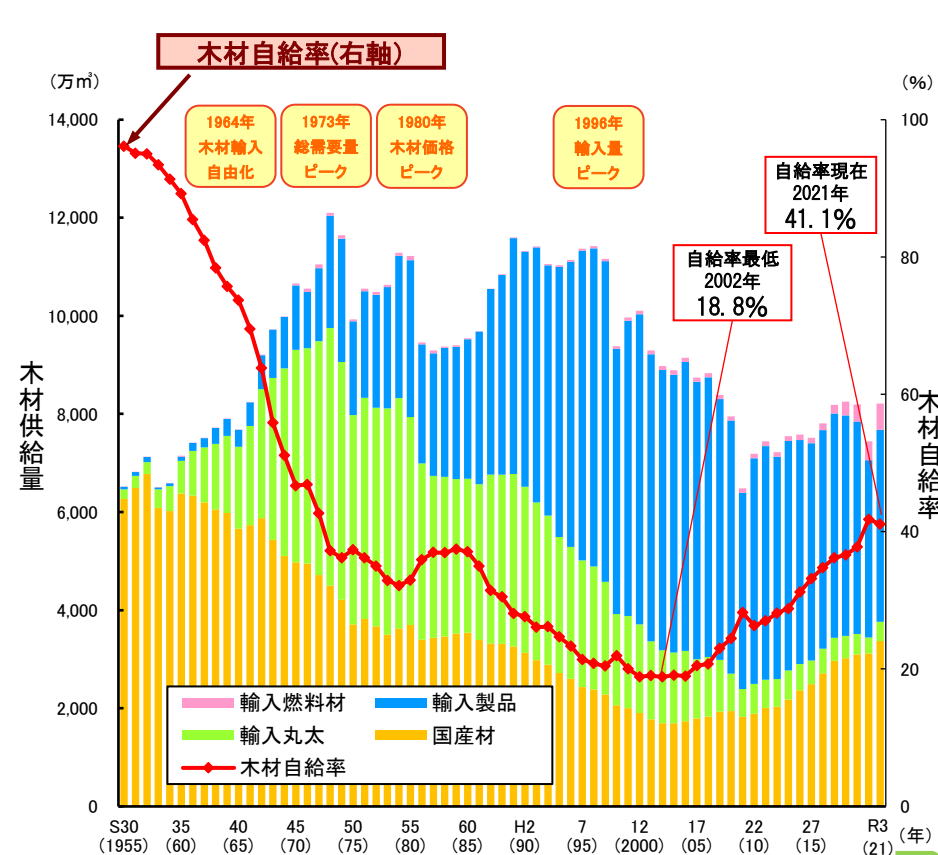
林業生産の動向

- 木材価格は高度経済成長に伴う需要増大等により1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落し、近年はほぼ横ばいで推移。
- 直近では2021年のいわゆるウッドショック、ウクライナ情勢の影響など、輸入材のリスクが顕在化。
- 木材輸入量は1996年をピークに減少傾向で推移する一方、国産材の供給量は、2002年を底に増加傾向。木材自給率も、2002年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、2021年は41.1%。

■ 木材価格の推移



■ 木材の供給量の推移



資料: 農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」

注1: 素材価格は、それぞれの樹種の中丸太(径14~22cm(カラマツは14~28cm)、長さ3.65~4.00m)の1m³当たりの価格。

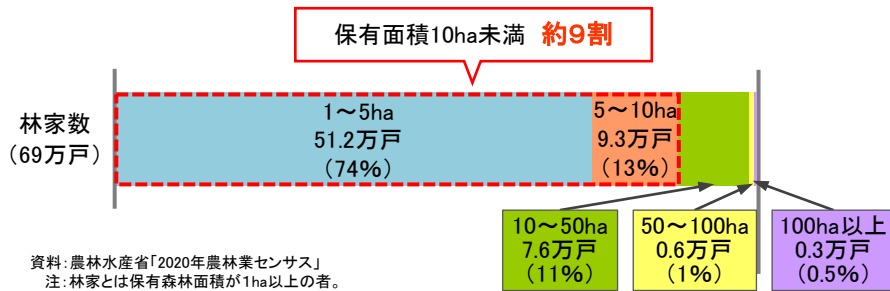
注2: 2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。

注3: 2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。

森林の経営管理に関する取組

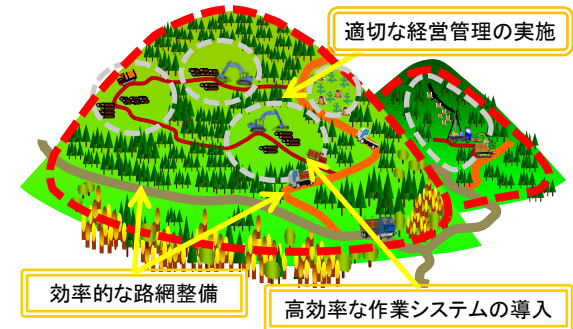
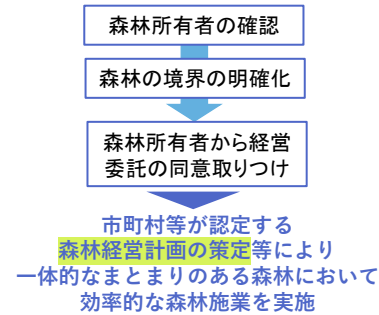
- 我が国の森林保有構造は小規模、零細。所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林、境界が不明な森林が多数存在。
- 効率的な森林施業や、将来にわたる持続的な森林管理を行っていくためには、森林の「集積・集約化」が不可欠。

■ 林家の保有山林面積



■ 森林の経営管理の集積・集約化

【林業経営者等による集積・集約化の流れ】



■ 所有者不明森林の存在

(登記簿情報だけでは所有者に連絡が付かない割合)

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	23.1%	29.8%	24.0%

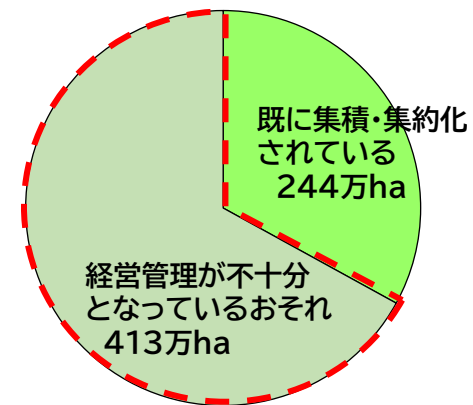
資料：国土交通省「令和2年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

□ 土地を手放したい者の存在

宅地	農用地	林地
6%	20%	33%

資料：国土交通省「H30個人土地所有者向けアンケート結果について」(平成31年4月) 所有するすべての土地を手放したい所有者の割合

■ 私有林人工林における経営管理の現状

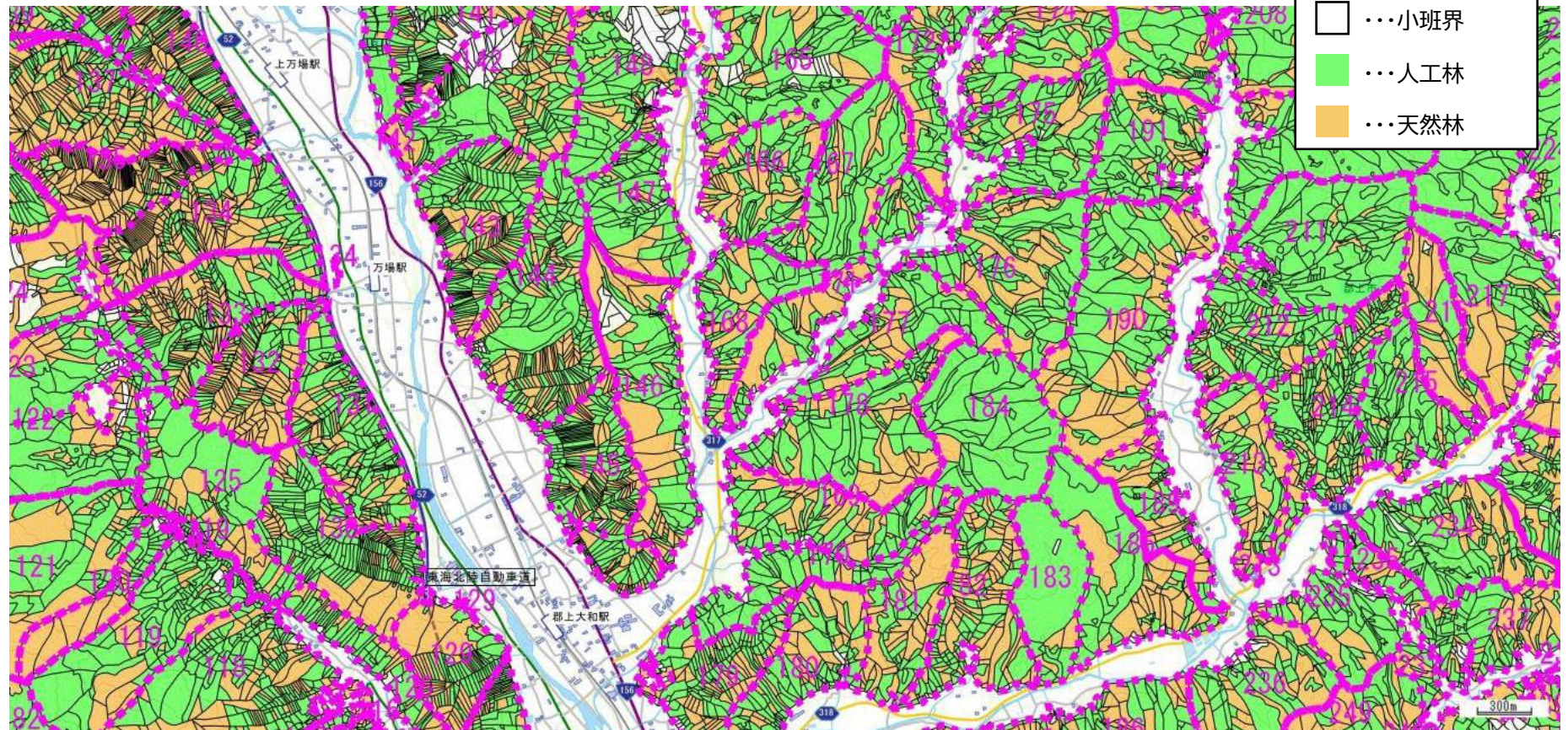


私有林人工林:657万ha

森林所有の現状

○ 小規模、零細な森林が多くを占める現状において、集積・集約化に向けた所有者の特定・合意形成や境界の明確化が不可欠な一方で、所有者自身や事業者の取組のみでは十分な推進は困難な状況。

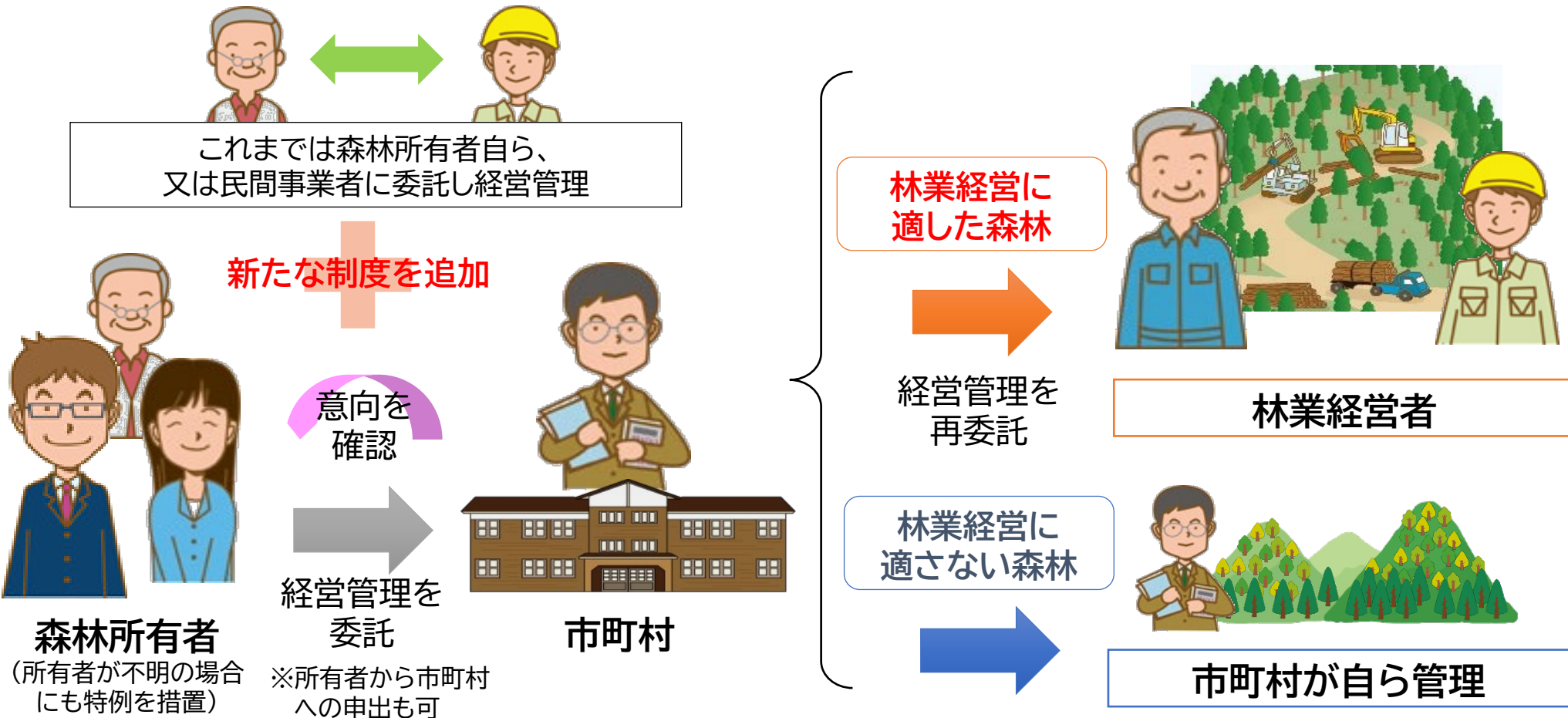
■ 森林の所有構造の例



2. 森林経営管理制度について

森林経営管理制度(森林経営管理法)とは

- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、**市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託**することや**市町村が自ら管理**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。

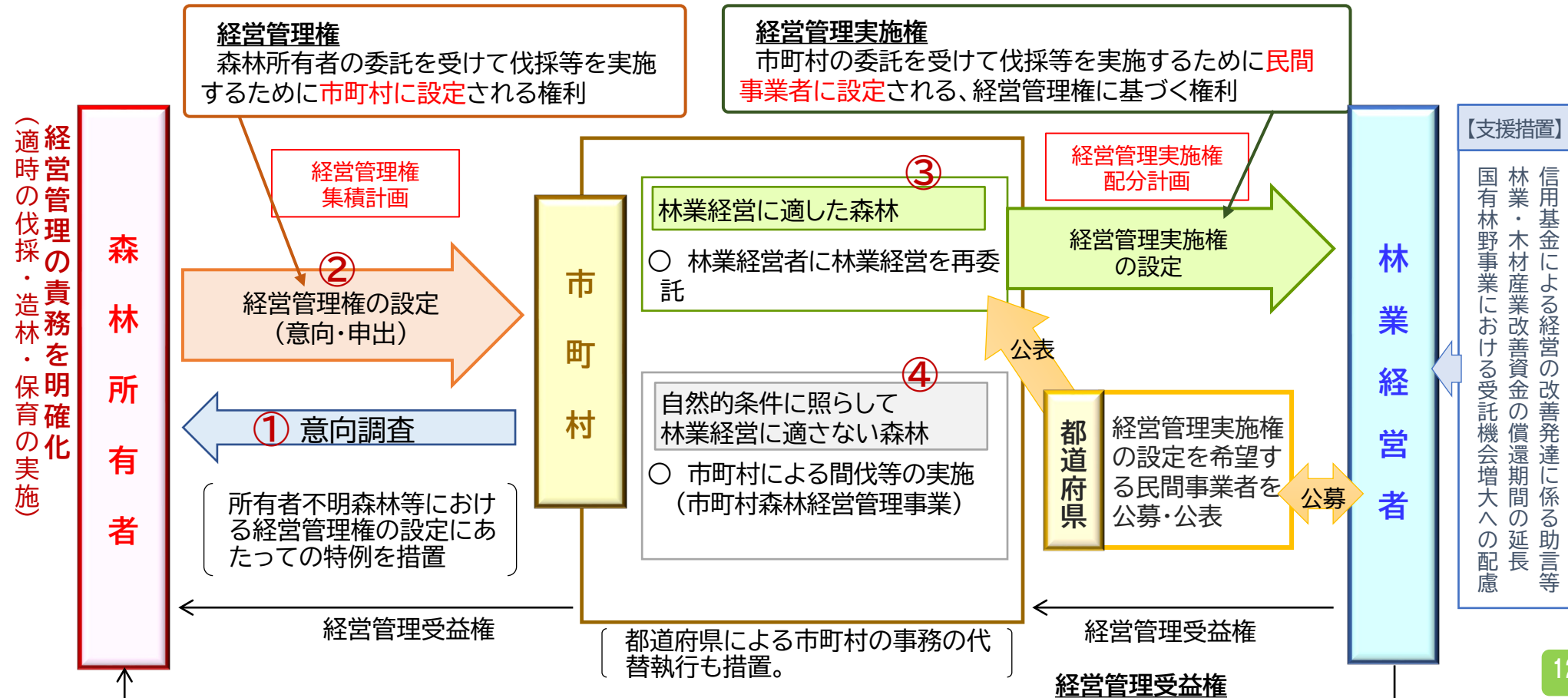


経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

森林経営管理制度の流れ

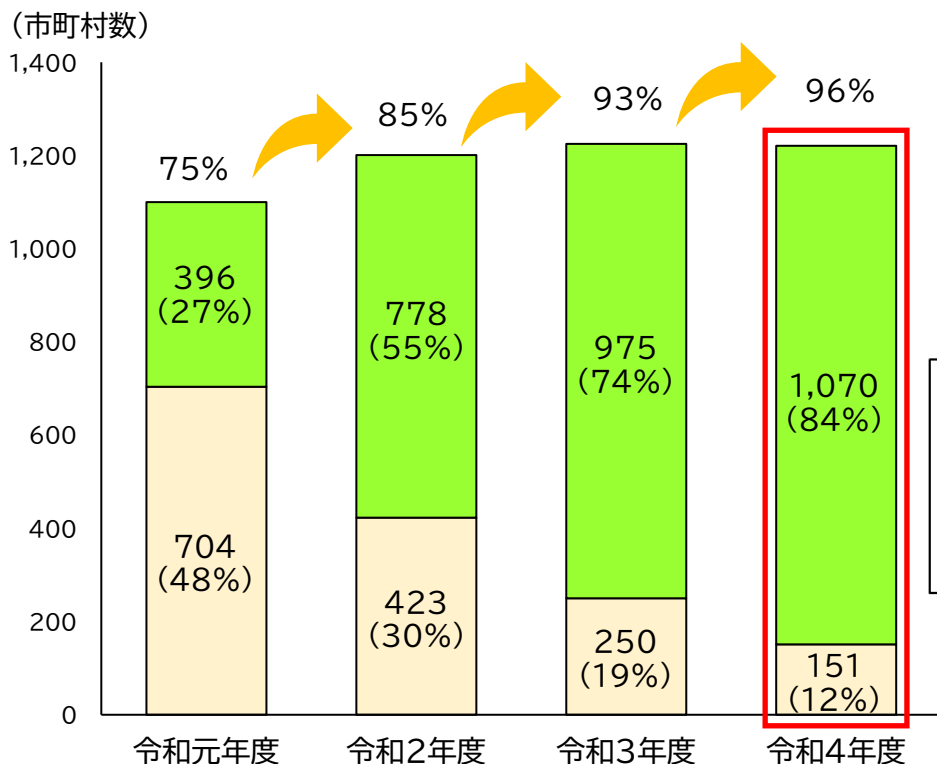
「森林経営管理法」が平成31年4月に施行

- ① 市町村が森林所有者に**意向調査**を実施
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、**市町村が森林の経営管理の委託を受け**
- ③ 林業経営に適した森林は、**林業経営者に再委託**
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、**市町村が管理を実施**

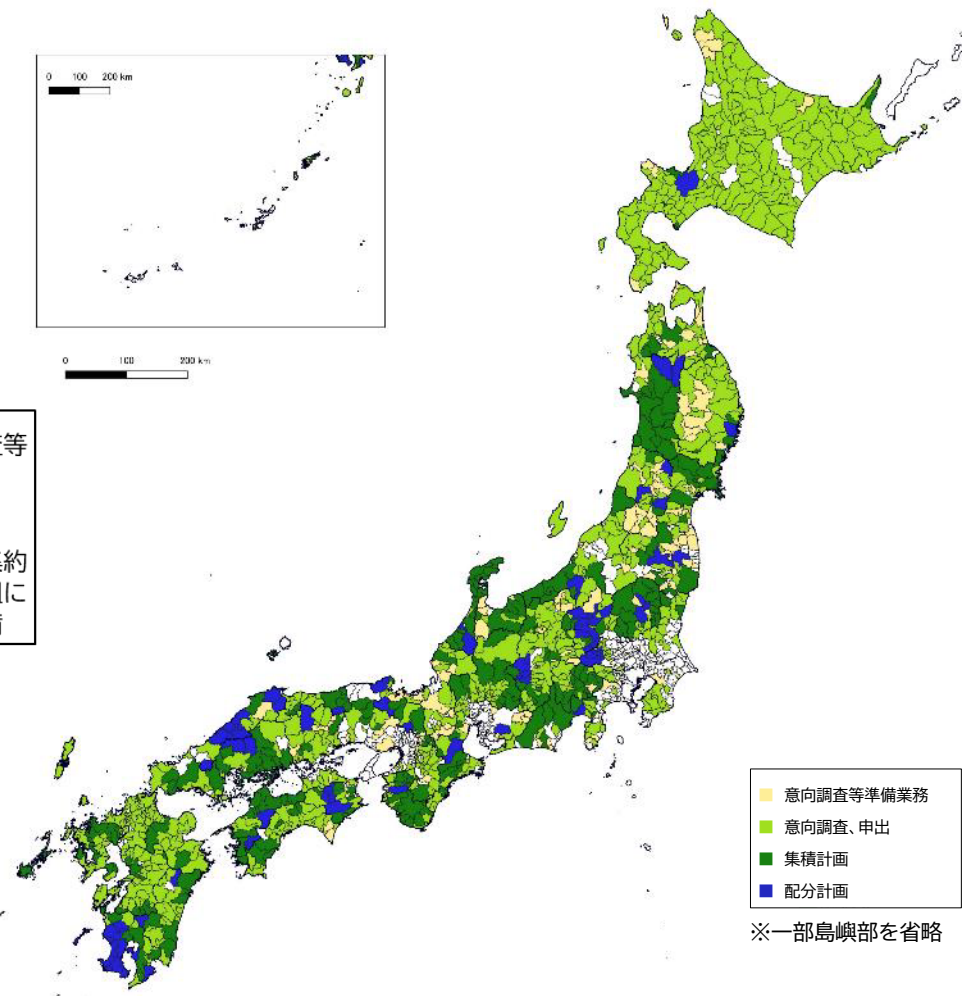
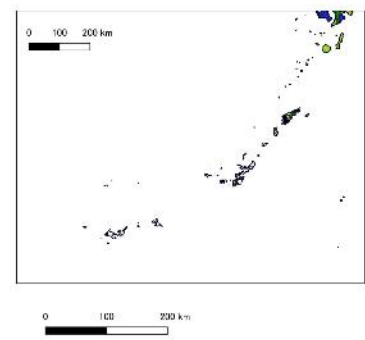


森林経営管理制度に取り組む市町村

○ 令和4年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村のほぼ全てで、森林経営管理制度に係る取組を実施。制度の活用が必要な市町村の約8割で、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施。



注1) ()内は私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村数(R1:1,470、R2:1,408、R3:1,313、R4:1,276)に対する割合。
 2) 「私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村」とは、私有林人工林がある市町村から、私有林人工林が極めて少ない等整備・活用の必要性が低い市町村、既に経営管理が行われている、もしくは森林経営管理制度以外の方法で実施する市町村を除いたもの。
 3) 「意向調査等の取組」には、意向調査の実施、申出受理、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の策定を含む。
 4) 「集積・集約化の取組に係る準備」には、森林資源情報や所有者情報の整理・分析・精緻化を含む。



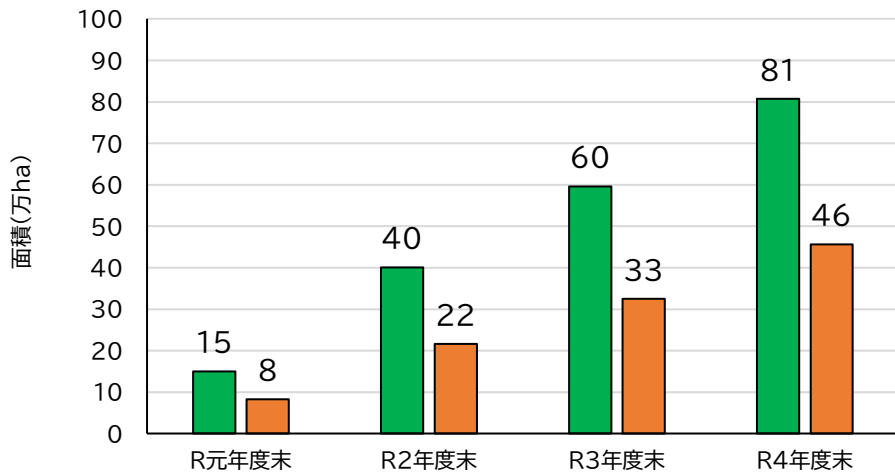
森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(市町村数)

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(全国図)

経営管理意向調査の実施

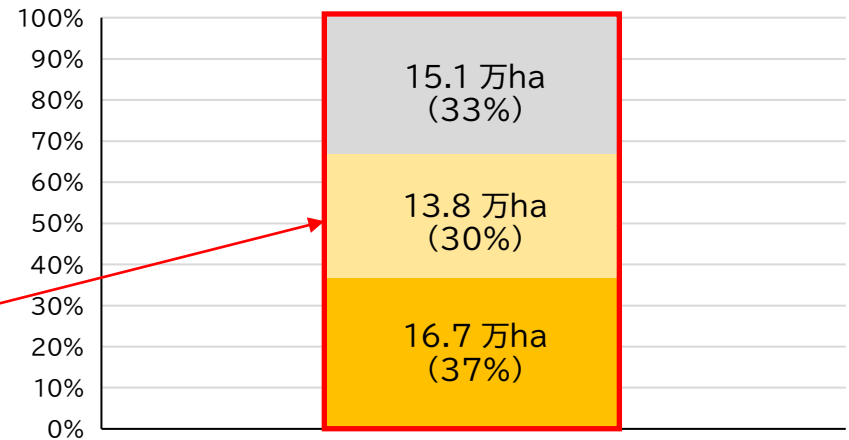
- 令和4年度における意向調査の実施面積は約21万ha。制度開始から4年間で約81万haを実施。
- 全国の回答率は約6割(面積ベース)。回答のうち「市町村への委託希望」は約4割(面積ベース)。
- 令和4年度末までに、森林所有者から、4,548haの森林について、集積計画作成の申出あり。
- 意向調査票を送付し、宛先不明で返送されたものは全体の約1割。

■ 意向調査の実施面積と回答面積(累計)



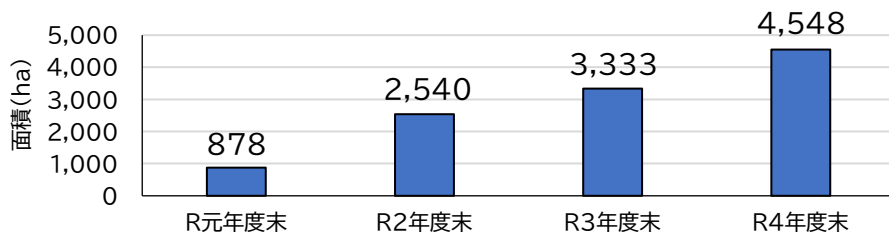
■ 回答があった面積の内訳(累計)

これまでに約46万ha(面積ベースで6割)で回答あり



■市町村への委託を希望 ■所有者自ら経営管理を希望 ■その他(※)
※既に他者に委託済み、自分で委託先を探す等

■ 申出のあった面積(累計)



■ 送付された意向調査票のうち宛先不明で返送されたものの割合(R4年度)

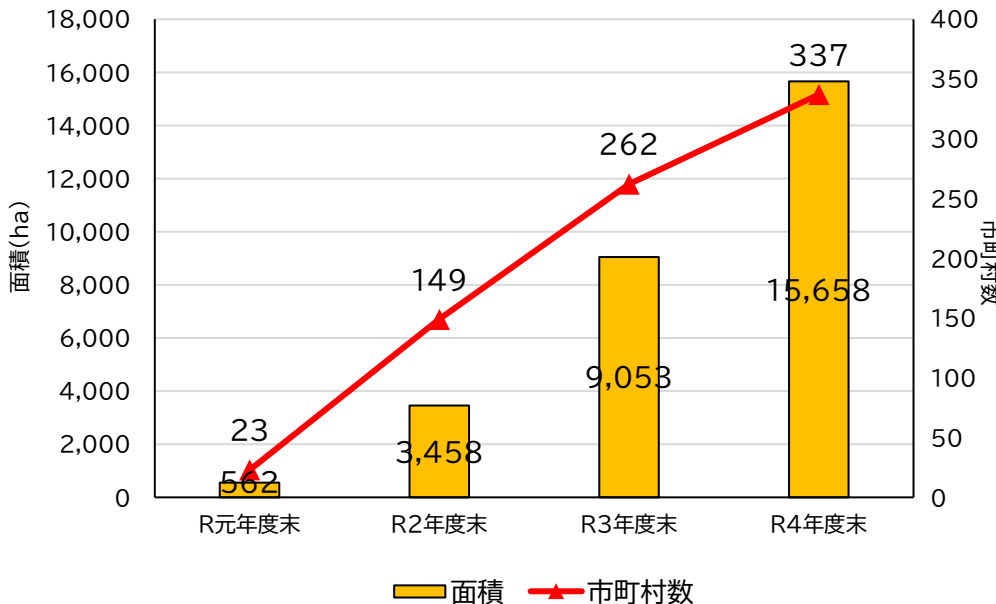
意向調査面積	宛先不明	割合
約21万ha	約2.3万 ha	11 %

経営管理権集積計画の策定

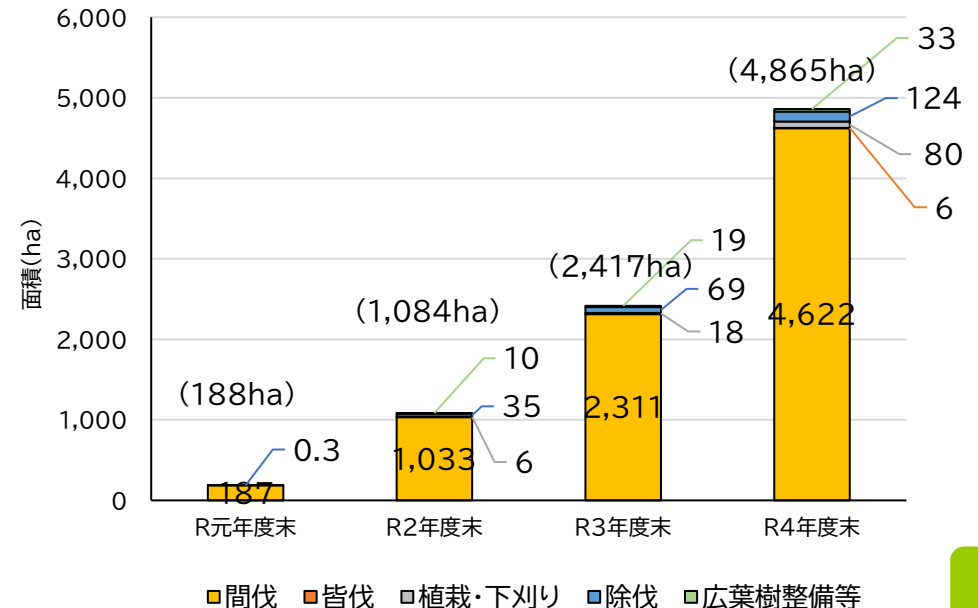
- 経営管理権集積計画については、令和4年度末までの累計で、39道府県**337市町村**、**15,658ha**で策定。前年度末から約1.7倍に増加。
- 令和4年度末までに、経営管理権集積計画を策定した市町村の約7割(232市町村)で、**森林整備(市町村森林経営管理事業)**を**4,865ha**実施。施業は、間伐が中心で、前年度末から、**約2倍に増加**。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		令和4年度末(累計)		(参考)令和4年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
集積計画策定	23	562	149	3,458	262	9,053	337	15,658	235	6,605
市町村森林経営管理事業	11	188	77	1,084	157	2,417	232	4,865	186	2,447

■ 集積計画の策定状況(累計)



■ 市町村森林経営管理事業の実施状況(累計)

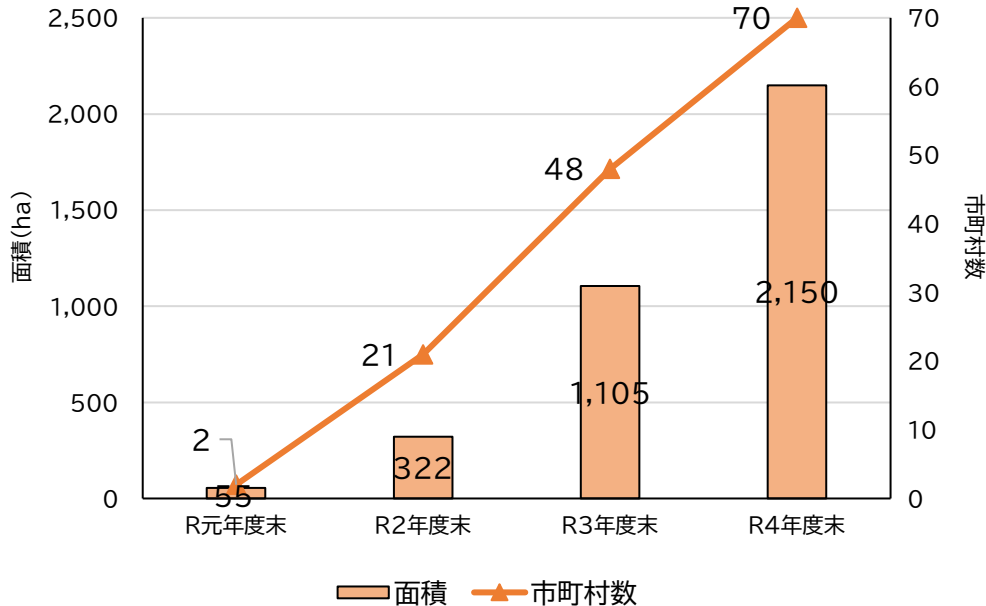


経営管理実施権配分計画の策定

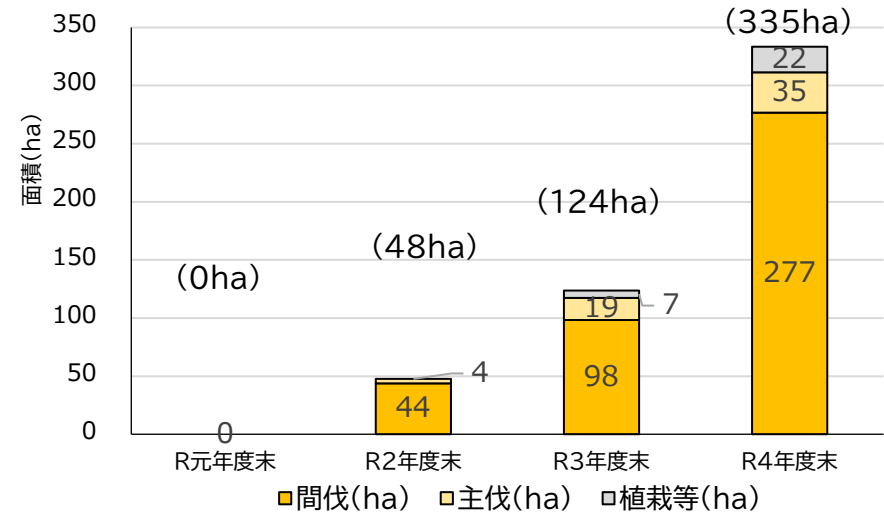
- 経営管理実施権配分計画については、令和4年度末までの累計で、24道府県**70市町村**が、**2,150ha**で策定。前年度末から、**約2倍に増加**。
- 令和4年度末までに、経営管理実施権配分計画を策定した市町村の約5割(34市町)で、**林業経営者による森林整備を334ha実施**。林業経営者による主伐・再造林は累計13市町で実施。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		令和4年度末(累計)		(参考)令和4年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
配分計画策定	2	55	21	322	48	1,105	70	2,150	42	1,045
林業経営者による事業	0	0	5	48	15	124	34	335	28	211

配分計画の策定状況(累計)



林業経営者による森林整備の実施状況(累計)

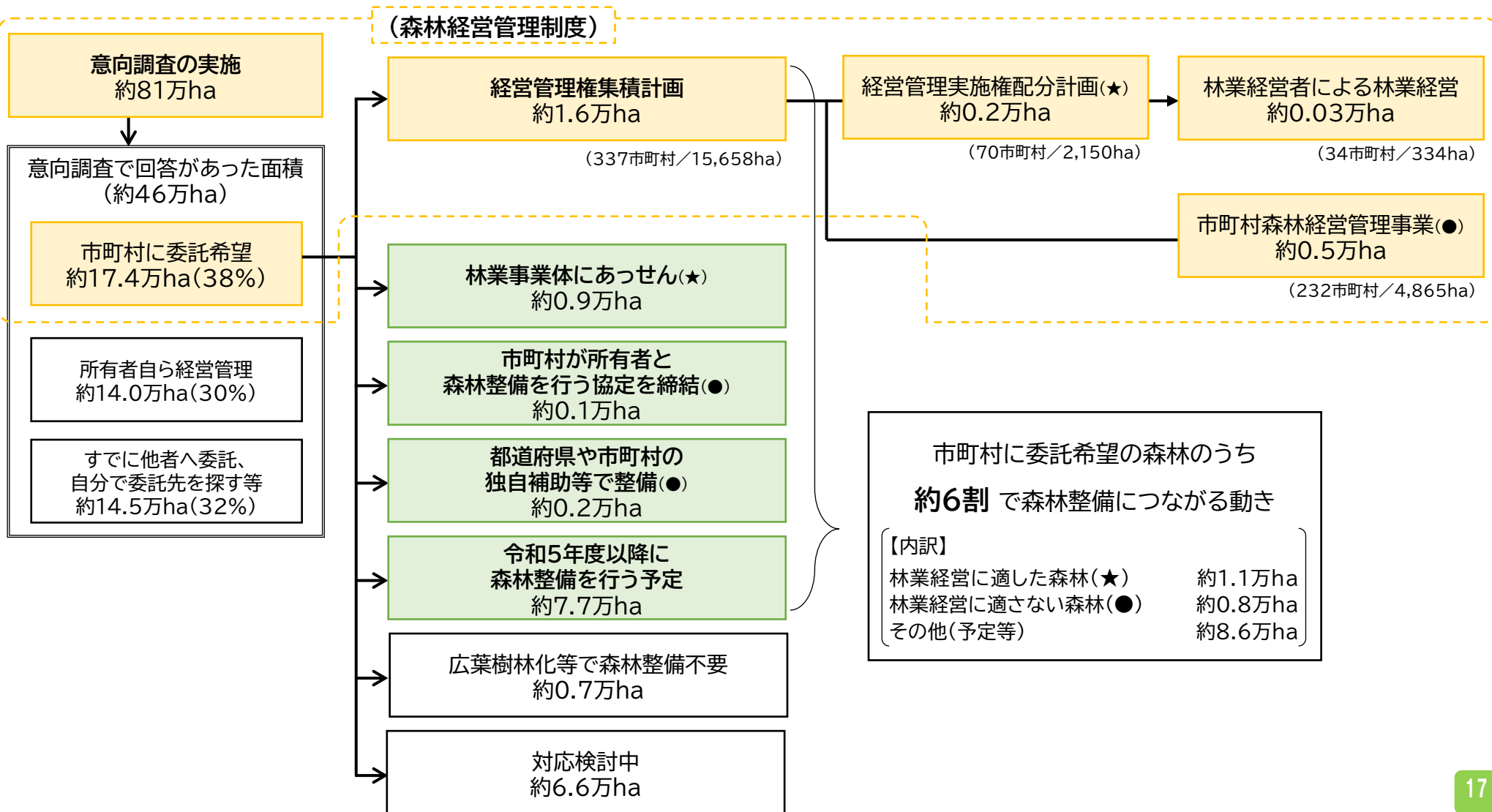


【参考】主伐・再造林を実施した市町村

秋田県大館市、山形県最上町、福島県郡山市、栃木県矢板市、栃木県さくら市、島根県松江市、島根県浜田市、島根県安来市、島根県川本町、島根県邑南町、島根県吉賀町、宮崎県えびの市、宮崎県日之影町。

森林経営管理制度等による森林整備の推進

○ 意向調査は、制度開始から4年間で約81万haを実施。回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、その約6割では森林整備につながる動き。



市町村による取組事例

【経営管理権集積計画に基づく市町村による間伐の実施】

ゆりほんじょう
 <秋田県由利本荘市>

- 由利本荘市は、民有林の約40%が私有林人工林であり、うち60%の森林で適切な森林整備が進んでいないことから、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林整備を推進する方針。
- 令和4年度は、約2,700名(4,206ha)の意向調査に取り組むとともに、令和2～4年度に意向調査を実施した森林において、41haの経営管理権集積計画を策定し、41haの間伐を実施した。
- 令和5年度以降も森林整備が増加する見込み。



<森林整備前>



<森林整備後>

【経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林等の実施】

もがみまち
 <山形県最上町>

- 最上町では、地区からの要望を受けて森林経営管理制度等を活用した森林整備を実施。
- 令和3年1月に意向調査、委託希望のあった森林のうち46haで集積計画、配分計画を策定。
- 令和4年10月に主伐3.88ha(所有者4名)、搬出間伐0.76ha(所有者1名)を実施(主伐箇所について、令和5年11月に再造林予定)。

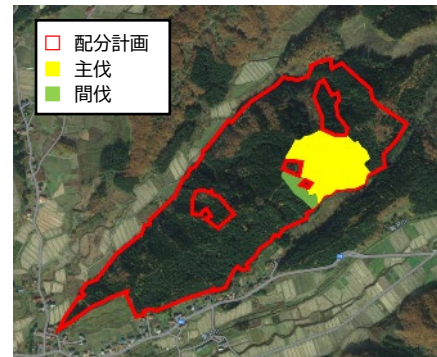
<主伐>

経費:	2,762万円
木材販売:	3,806m ³
収入:	3,371万円
収益:	609万円

※収益のうち、再造林に約30万円かかる見込

<搬出間伐>

経費:	96万円
木材販売:	140m ³
収入:	119万円
収益:	23万円



<R4主伐・搬出間伐実施箇所>
 (主伐:3.88ha、間伐:0.76ha)



<主伐後の状況>

所有者不明森林等に係る特例措置

- 森林経営管理法では所有者不明森林等について、探索・公告等一定の手続を経ることで市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置。
- R4年度までに133市町村が森林所有者の探索を実施。6市町が特例の活用に向け公告等を実施。

<令和4年度までの取組状況>

- 探索に取り組んだ市町村 133市町村
- 探索を行った所有者等 約8,300人、約5,200ha
うち判明した所有者等 約4,500人、約3,000ha
- 特例措置に係る公告を実施した市町村 6市町 ※()内は経営管理権設定時期
共有者不明森林:鳥取県若桜町(R3.10)、京都府綾部市(R5.4)、北海道千歳市(R5.7)、長崎県波佐見町(R5.12)、群馬県甘楽町(手続中)
所有者不明森林:青森県三戸町(R5.12) 確知所有者不同意森林:京都府綾部市(R5.4)

【特例の概要】

共有者不明森林の特例

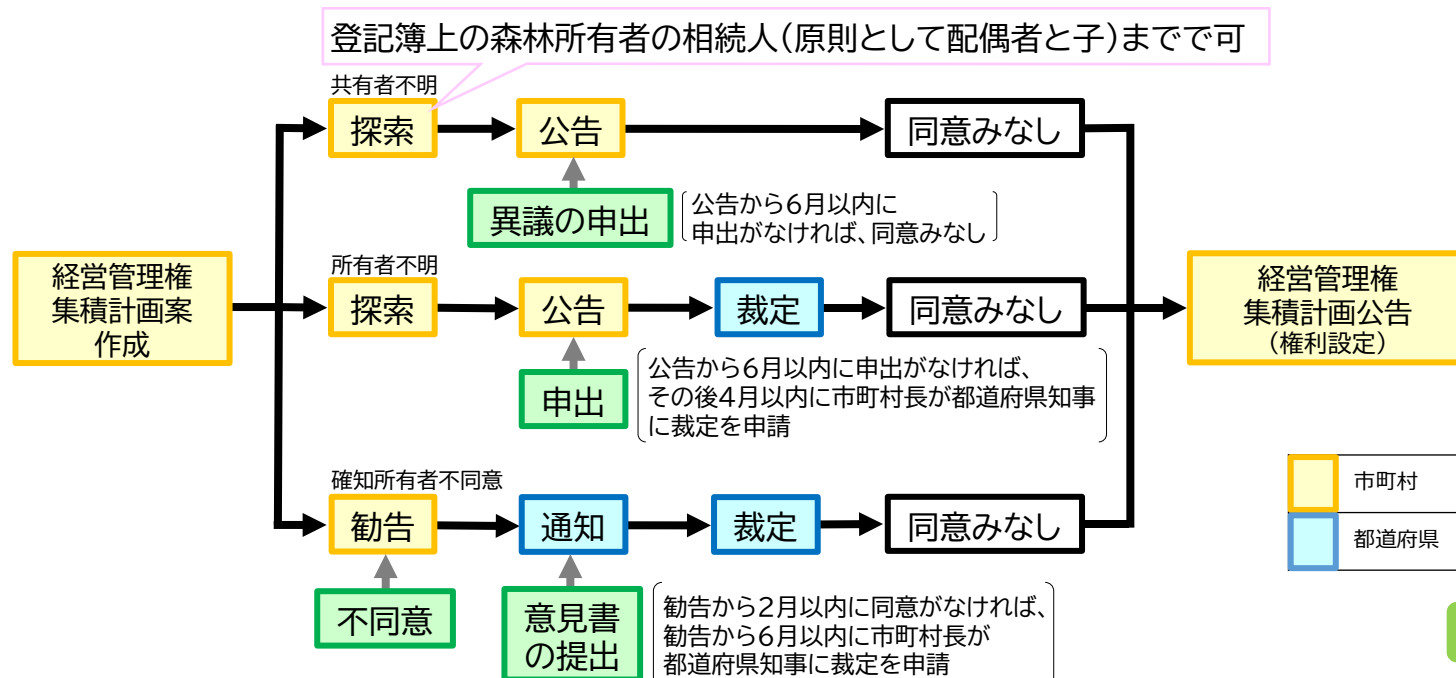
- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明

確知所有者不同意森林の特例

- ・森林所有者の一部又は全員が不同意



所有者不明特例等の取組事例

【共有者不明森林に係る特例の活用】

かんらまち
＜群馬県甘楽町＞

- 令和元年度に、対象地区22haの森林所有者に意向調査を実施。その結果、所有者全員が判明した森林17haについては、令和5年3月に集積計画を策定。
- 残りの3.3haの森林は、地区の代表者4名の連名で登記。うち3名は相続登記が行われ、同意が取得できたが、残る1名は現在の共有者を確知できなかったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 令和5年3月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。
- 経営管理権設定後、町は配分計画を策定し、事業者への再委託を行う考え。



集積計画策定済み森林(17ha)

共有者不明森林(3.3ha)

【所有者不明森林に係る特例の活用】

さんのへまち
＜青森県三戸町＞

- 青森県三戸町では、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に森林経営管理制度を活用。
- 住宅地に隣接する森林について、一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者が不明。
- 令和2年度に意向調査を実施し、令和4年8月に対象地区の所有者探索を実施。結果、現在の所有者を確知できず、同意を取ることができないことから、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和4年12月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。6月を経て異議の申出がなかったことから、県の裁定手続きを経て、令和5年12月に経営管理権を設定。
- 経営管理権設定後、町は皆伐を行い低木樹種の植栽を実施したい考え。

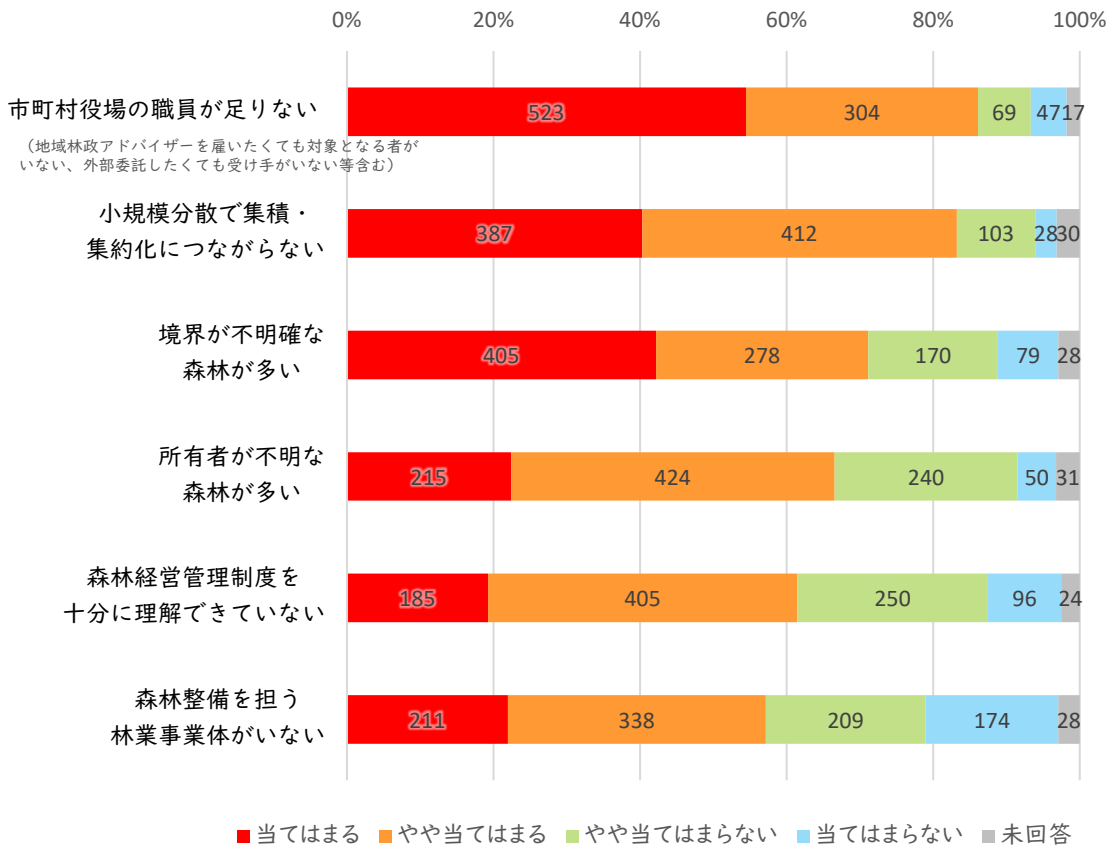


森林経営管理制度の課題(アンケート)

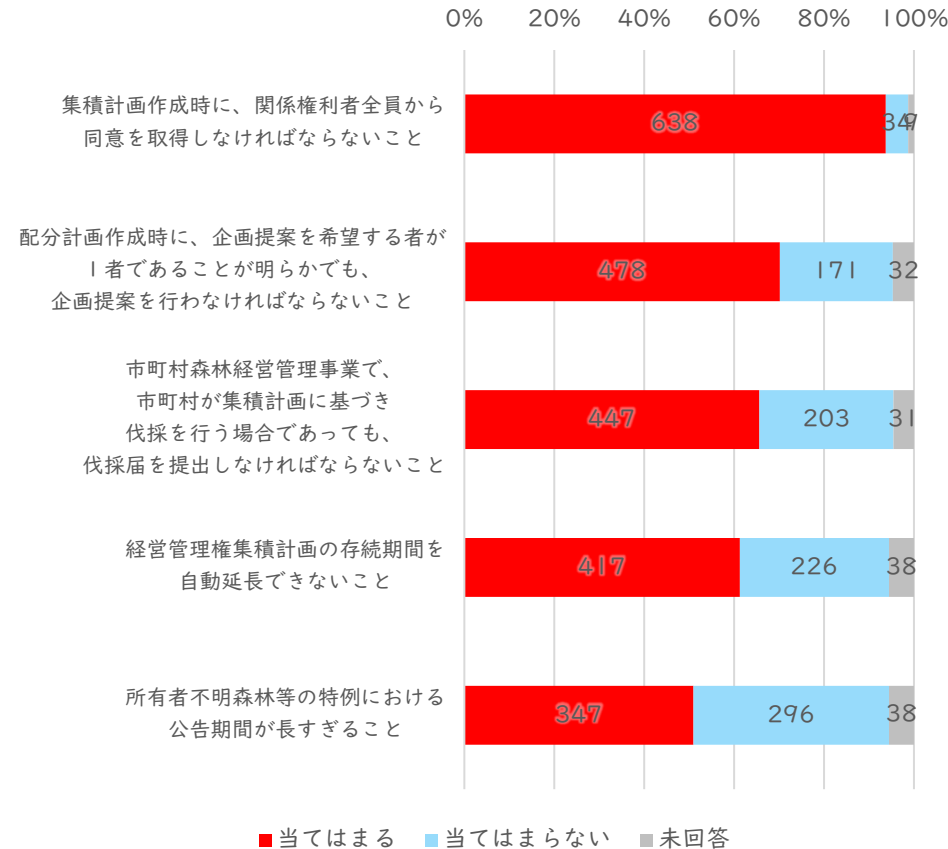
森林経営管理制度に関するアンケート結果より（令和5年6月23日現在）

- 実施期間：令和5年5月29日～6月23日
- 集計結果：1249市町村（1578市町村中）（回答率79%）、43都道府県

<制度以外の課題>



<制度の課題>



3. 森林境界の明確化について

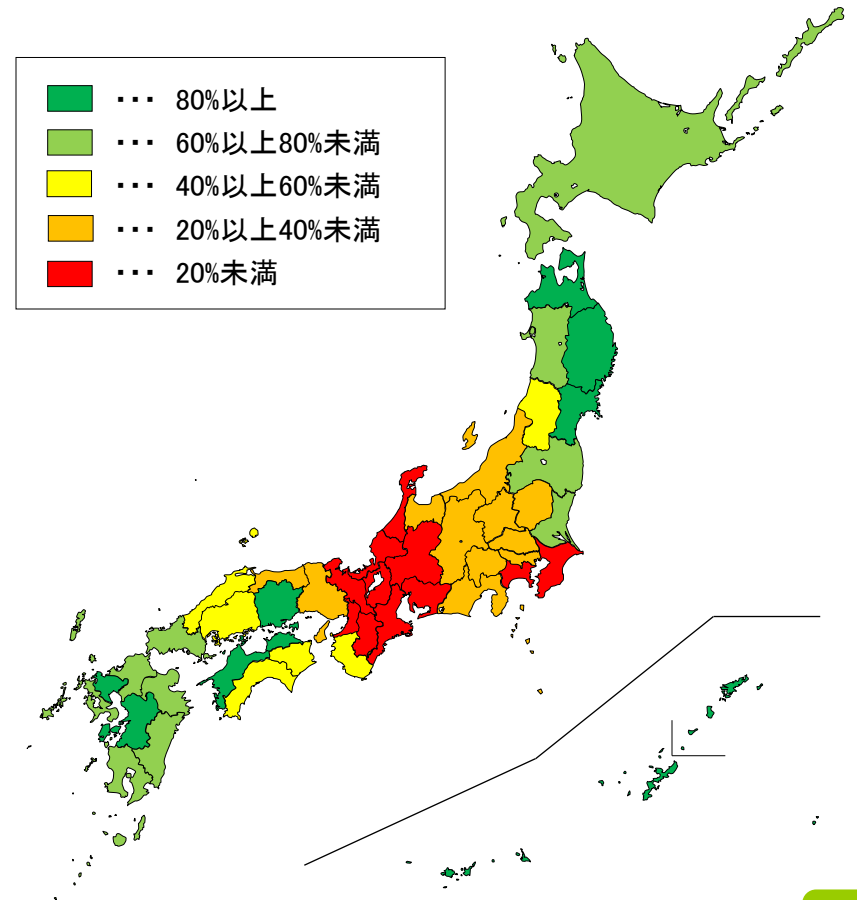
1. 地籍調査の進捗状況

- 「地籍調査」は、国土調査法に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調べ、境界（※筆界）の位置と面積を測量する調査。調査結果は、登記所に送付され、登記簿に反映。
- 地籍調査の進捗率は、全国で52%だが、林地は46%に留まる。

	全体	人口集中地区	宅地	農用地	林地
R3末	52%	26%	51%	71%	46%
R11末 目標	57%	36%	-	-	52%

注：国土交通省のホームページを基に作成。
 ※人口集中地区は、国勢調査において設定される人口密度が1haあたり40人以上、人口5,000人以上の地域。
 ※宅地、農用地、林地については、人口集中地区以外の地域を分類したもの。

地籍調査の進捗率



都道府県別の進捗率

森林境界の明確化－支援内容と実施状況

- 林野庁では、**森林整備地域活動支援対策**により、森林整備の事前準備に必要な活動を支援。
- 平成29年度から、「**境界の明確化**」として、**境界測量の実施**を支援。
- 同対策に加え、地方公共団体独自の取組により、R4は1.9万haの境界(所有界)を明確化。
- 境界明確化による測量成果の**地籍調査での活用**を図るため、令和2年度から、**リモセンデータを活用して測量を実施**する場合、令和4年度からは、**性能の高い機器を用いて境界の測量や基準点等と結合する測量**を実施する場合の加算を開始。
- 令和5年度からは、地元精通者の確認により「**森林境界案**」を作成する場合、**森林所有者の探索**を行う場合の支援を開始。

森林整備地域活動支援対策の支援内容

森林経営計画の作成や森林境界の明確化等に必要な以下の活動を支援

- ・森林情報の収集活動や森林調査
- ・森林所有者の特定
- ・**森林境界の明確化**
- ・既存路網の簡易な改良
- ・合意形成活動

活動メニュー		交付単価
森林経営計画作成促進	①経営委託	19,000円/ha
	②共同計画等	4,000円/ha
	③間伐促進	15,000円/ha
森林境界の明確化	森林境界の測量	22,500円/ha
	森林境界案の作成	20,000円/ha
森林所有者の探索		2,500円/ha

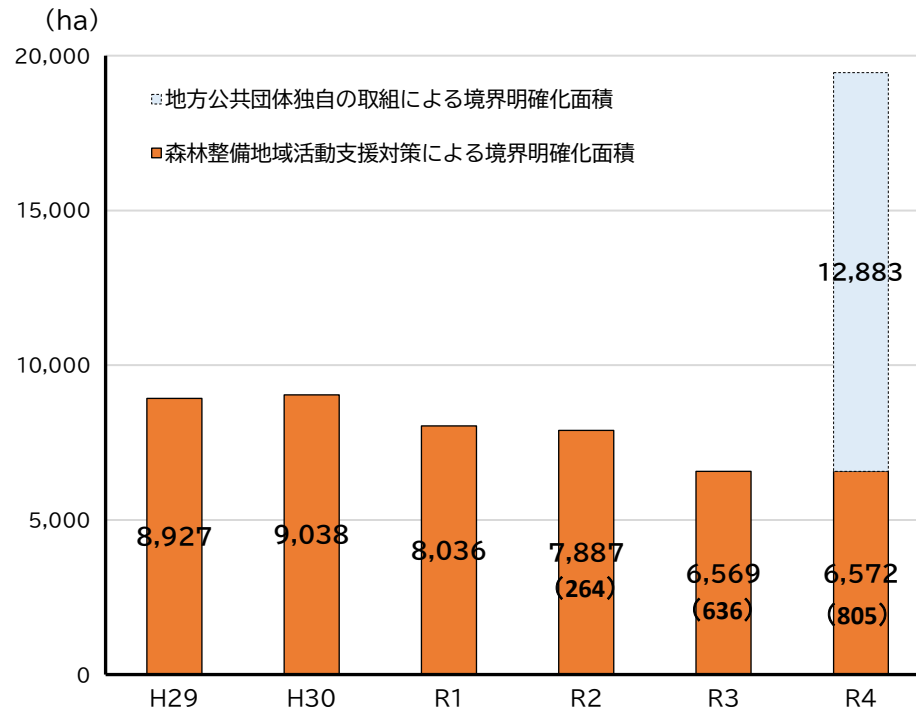
※上限額と同額まで、地方自治体による加算が可能。

※リモセンデータを活用して測量を実施する場合は8,500円/ha、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量を実施する場合は、5,000円/haを加算。

Point!

「森林境界の明確化」では森林経営計画の作成は要件ではありません。(将来的な森林整備につなげることは前提)

R4年度は1.9万haの境界を明確化



境界明確化の実施状況

※地方公共団体独自の取組による境界明確化面積についてはR4から調査
() 書きはリモセンの実施面積 (内数)

森林整備地域活動支援対策の拡充(令和5年度～)

<対策のポイント>

- 境界が不明な森林を対象に、**地籍図や過去の空中写真、航空レーザの微地形表現図（地形図）等リモセンデータの活用により、デジタル形式の森林境界案を作成**する取組を新たに支援
- 林地台帳、森林簿、登記簿を確認した結果、所有者が確認できなかった森林を対象に、戸籍等の資料を収集して**所有者の探索**を行う取組を新たに支援

① 森林境界情報のデジタル化に向けた支援の拡充

<現状>

森林所有者の高齢化や不在村等が進む中、現地での確認が困難で森林境界が不明となり、森林整備を実施する際に境界を確定するまでに多大な時間と労力を要している。



現状

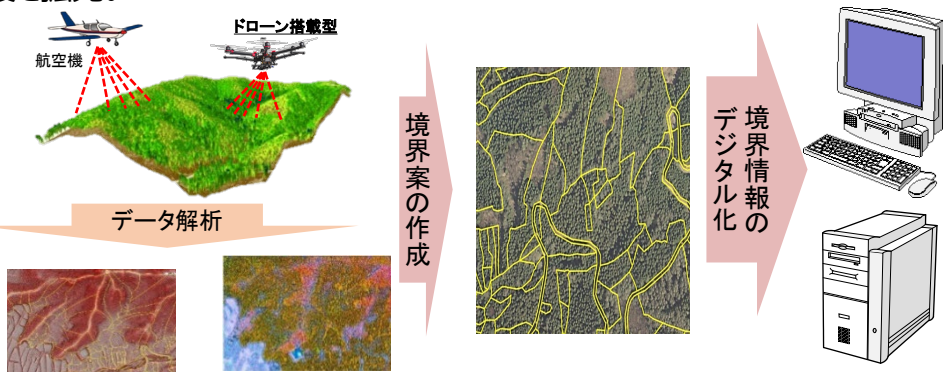


現状

急傾斜地も多く、現地に赴いての確認が困難

拡充

効率的に境界の確認ができるよう、**デジタル形式の森林境界案作成**への支援を拡充。



② 所有者探索の取り組みへ支援の拡充

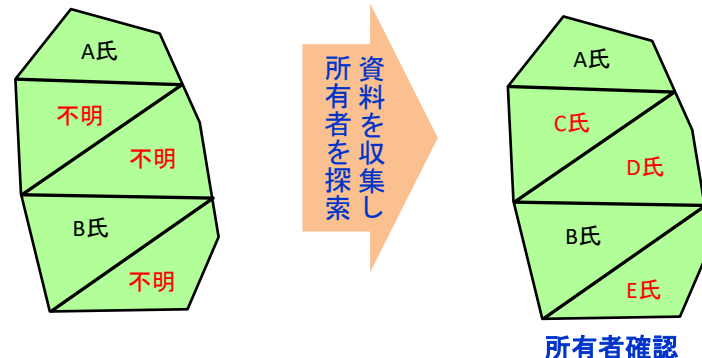
<現状>

- ・森林整備の実施に当たって、所有者の探索に多大な時間と労力を要している。
- ・相続等により所有者が確認できないため、境界確定や合意形成に着手できないケースがある。

事前に、対象となる森林所有者を確定させることが重要

拡充

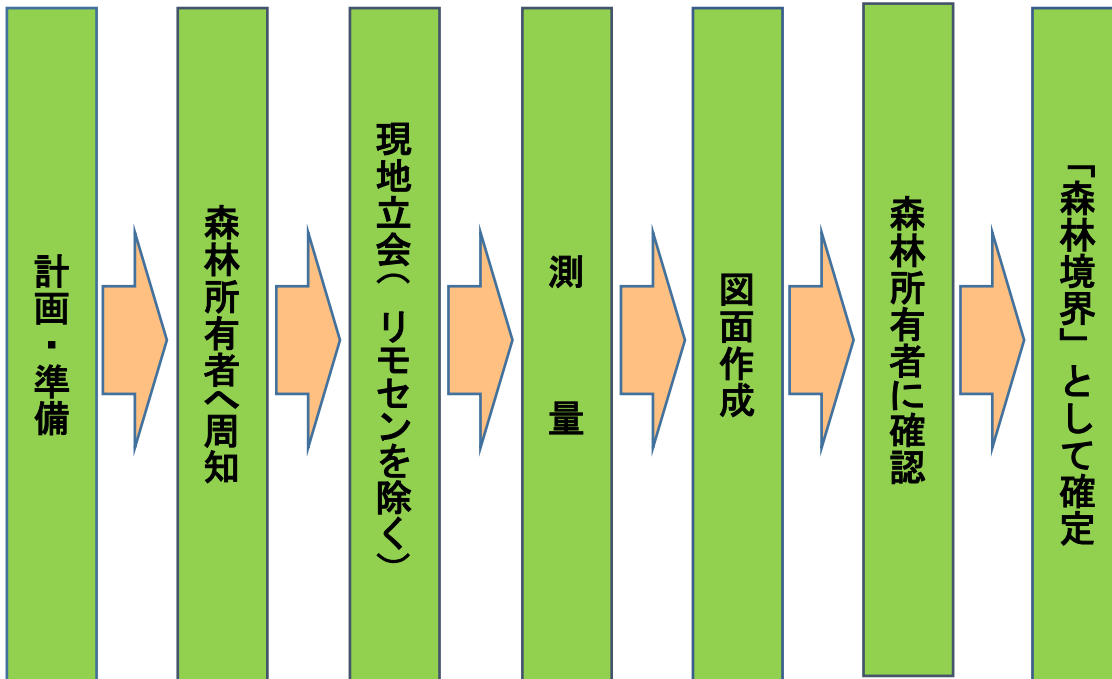
戸籍、住民票、課税台帳等の資料を収集して、所有者の探索を行う取組への支援を拡充。



森林境界の明確化ーデジタルコンパス等を使用する場合

- 地籍調査が行われていない森林で、森林整備を実施する際には、事前の準備作業として、「森林境界の明確化」を実施。
- 「森林境界の明確化」は、森林所有者の立会の下、境界(※所有権界)の測量(リモセンデータを使用する場合を除く)を行い、作成した図面について、森林所有者の同意を取得する作業。
- 測量に当たっては、ハンディGPSやデジタルコンパス等の簡易な機器、又は、トータルステーションやRTK-GNSS受信機等の性能の高い機器を使用する。

写真：SmartSOKURYO POLE
(株式会社パスコ)



境界明確化の手順(一般的な手法)



- ハンディGPS**
- ・基準となる絶対座標を計測
 - ・持ち運びが容易



- RTK-GNSS受信機**
- ・基地局と連動した座標を計測
 - ・持ち運びが容易



- デジタルコンパス**
- ・方向角と距離を計測
 - ・低価格、持ち運びが容易



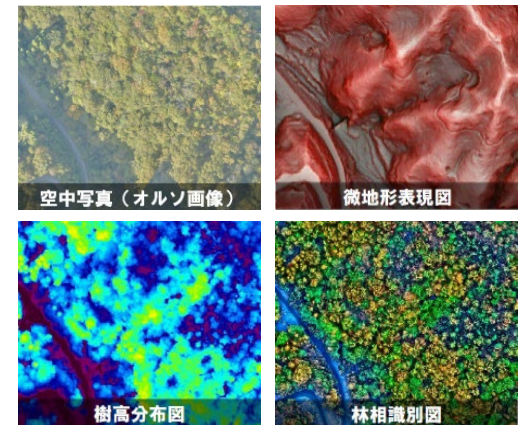
- トータルステーション**
- ・夾角と距離を計測
 - ・持ち運びが不便

森林境界の明確化で使用する機器

森林境界の明確化ーリモセンデータを活用する場合

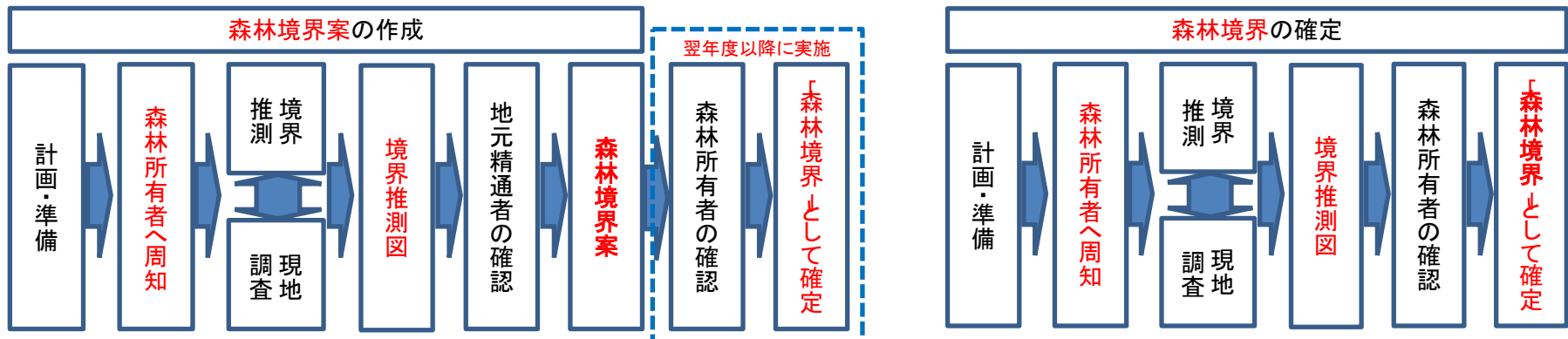
- リモセンデータの活用により、森林境界の明確化に当たり、森林所有者の現地立会を省略可能。
- 公図等の境界を示す資料とリモセンデータの重ね合わせや組み合わせにより、「境界推測図」を作成。
- 集会所等の机上で、「境界推測図」に、地元精通者の証言・確認を得て、「森林境界案」を作成。更に、「森林境界案」に、森林所有者の合意を得ることで、「森林境界」を確定。

- ・ 「微地形表現図」、「樹高分布図」、「林相識別図」、「空中写真」などのリモートセンシングデータや公図、登記所備付地図などの公的書類を活用して、画面上での境界測量を行い、隣接する双方の森林所有者の同意を取得して、境界を明確にします。
- ・ 微地形表現図等がない場合でも、過去と近年の空中写真などと公的書類を活用して、画面上での境界測量を行うことも可能です。
- ・ リモートセンシングデータを用いた測量にあっては、現地立会の省略や机上で同意取得が可能になります。
- ・ 測量成果の同意取得に当たり、登記情報を確認しても所有者を確認できなかった場合、又は、作成した境界推測図に所有者の同意が得られず、不同意とする森林所有者の意見書がある場合も、支援の対象となります。



リモートセンシングデータ解析で得られる図

【取組フロー図】



(事例) 公図・空中写真・陰影図等を活用した森林位置情報作成(金沢市)

- 金沢市は、公図等を基に「公図合成図(林地台帳付図)」を作成して、意向調査時に、森林所有者に確認・合意取得。
- 現地立会・測量による境界明確化は行わない。

【取組の背景】

- ・従来方式の境界明確化(現地立会、草刈り、杭の設置、測量を人力で実施)では、平成22年から令和元年の10年間で森林面積の15%しか終了せず、このままでは、全域の実施に70年が必要。
- ・今後、人が減っていく中で、従来方式の境界明確化では対応できないため、調査速度の速い技術に見直し。

【新たな手法】

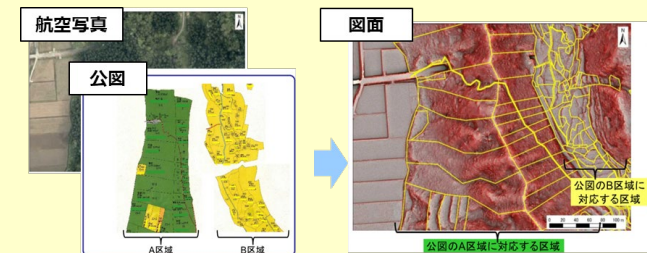
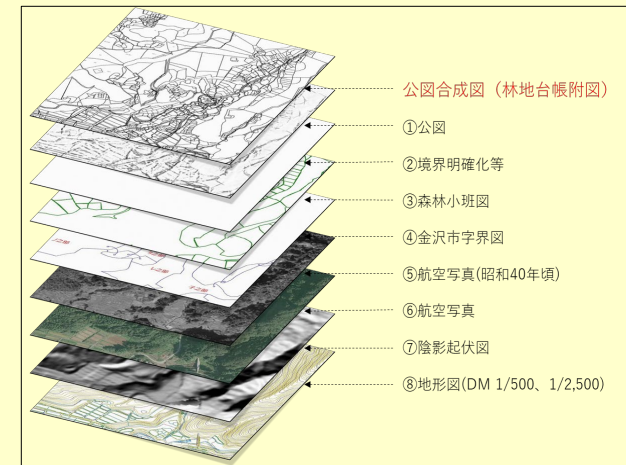
- ・公図、小班図、航空写真、微地形表現図、陰影起伏図、地形図等の重ね合わせにより「公図合成図」を作成。
- ⇒公図合成図の作成にあたっては、地形(谷・尾根・河川)等を重視して、字界を配置(森林の位置を修正)。
- ・公図合成図の作成は、地籍の専門家である地籍工程管理士や地籍総合技術管理者等に外注。

【合意形成の活動】

- ・意向調査の際に、調査票、対象森林一覧表と併せて、対象森林の位置を示す図面を森林所有者に送付し、書面での確認・同意を取得。

【成果の活用】

- ・作成した公図合成図は、「林地台帳付図」(電子データ)へ転用して、林地台帳制度に基づき、林業事業者へ情報提供。
- ・電子データには、区域毎に登録簿情報、課税情報、既存の森林整備に関する協定の有無、森林経営管理制度の進捗状況も格納。



(出典:国土交通省)

4. その他土地関係制度について

土地関係の法制度の改正

- 改正民法(A)は、令和5年4月1日に施行済。
- 相続土地国庫帰属制度(B)は、令和5年4月27日に施行。「申請の手引き」や具体の運用について定めた「運用通達」等が公表済み。
- 相続登記の申請義務化(C)は、令和6年4月1日に施行予定。国民への周知等を実施中。

(A)土地・建物等の利用に関する民法の見直し (利用の円滑化)

- ① 財産管理制度の見直し
 - ・ 所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設
- ② 共有制度の見直し
 - ・ 共有者不明の共有物の利用の円滑化
- ③ 相隣関係規定の見直し
 - ・ ライフラインの設備設置権等の規律の整備
- ④ 相続制度の見直し
 - ・ 長期間経過後の遺産分割の見直し など

令和5年4月1日施行

(B)土地を手放すための 制度の創設(発生予防)

- 相続土地国庫帰属制度の創設
相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

令和5年4月27日施行

(C)登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し(発生予防)

- ① 相続登記の申請義務化
 - ・ 相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策をパッケージで併せて導入
- ② 住所等の変更登記の申請義務化
 - ・ 他の公的機関(住基ネット等)から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする方策を併せて導入 など

〔公布後5年を超えない範囲内で政令で定める日〕
※今後、政令を制定

(①につき)

令和6年4月1日施行

～相続登記の義務化(民法・不動産登記法の改正)～

○ 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

相続登記の義務化 ～不動産を相続で取得したら～

(改正不動産登記法 第76条の2、第76条の3第4項、第164条第1項等)

- 相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行う義務。
- 法施行(R6.4.1)より前に相続した不動産も、義務化の対象(R9.3.31までの申請が必要)。
- 正当な理由がないのにその申請を怠ったときには、10万円以下の過料が科される可能性。
- 遺産分割が成立した場合、成立日から3年以内にその内容を踏まえた登記申請を義務付け(相続人申告登記の対象外)。

相続人申告登記制度 ～早期の遺産分割が困難なときは～

(改正不動産登記法 第76条の3)

- 相続人が申請義務を簡易に履行することができるよう新たな登記を設ける。
- ① 所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、
② 自らがその相続人である旨を申請義務の履行期間内(3年以内)に登記官に対し申し出ることによって、申請義務を履行したとみなされる。(所要の審査の上、職権で登記に付記。)
- 登録免許税は非課税・単独で申出可・添付書面も簡略化

遺産分割したら登記

遺産分割に関する新たなルール(R5.4.1施行済)

(民法 第904条の3)

- 被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行う。
- 施行前(R5.4.1)に被相続人が死亡した場合にも適用。経過措置として、少なくとも施行時から5年の猶予期間。

氏名・住所の変更登記の義務化(R8.4.1施行)

(改正不動産登記法 第76条の5、第164条第2項)

- 所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内にその変更登記の申請をすることを義務付け。(罰則規定あり)

※今後施行される制度の詳細は法務省で検討中。

令和6年4月から 相続登記の申請が義務化されます

あなたがお持ちの森林の土地の相続登記はお済みですか？

- ✓ 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- ✓ 法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。
- ✓ 新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

お問い合わせ先

- 制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトをご覧ください。

相続登記の義務化の詳細について(法務省Webサイト) ▶



林野庁

Q1 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。

※正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。



Q2 義務化が始まるのは、いつからですか？ 義務化前に相続した不動産も対象ですか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(令和9年3月31日までに申請する必要があります。)ので、要注意です。

Q3 不動産を相続した場合、どう対応すればいいですか？ 相続人が多数いて、早期の遺産分割が難しいのですが。

相続人の中で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記※」という簡便な手続を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人の1人であることを申告する、簡易な手続です。

Q4 相続登記については、どこに相談すればよいですか？

お近くの法務局(予約制の手続案内を実施中)や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。



Q5 自分の森林がどこにあるのかわからないのですが。

森林が所在する(と思われる)地域を管轄する市町村の林務担当部局等にご相談ください。

法務省
不動産登記課
イメージキャラクター
「トコキツネ」

Q6 森林を今後どのように管理したら良いかわかりません。

森林が所在する地域を管轄する都道府県の出先機関や市町村の林務担当部局、森林組合等にご相談ください。



5. 森林環境税・森林環境譲与税について

森林環境税・森林環境譲与税の経緯

- 森林整備のための財源確保については、昭和60年代の「**水源税構想**」の議論に始まる。
- 平成3年に「**森林交付税**」の創設が提唱。「森林交付税創設促進連盟」等が全国規模で運動を展開。
- 林野庁は、平成16年から、**森林吸収源対策の財源となる税の創設を要望**。平成30年度税制改正で、平成31年度に森林環境税・森林環境譲与税を創設することが決定。

【水源税構想】

- ・昭和60年に、林野庁は、森林の水源涵養機能を確保するため、「**水源税**」の導入を要望。各界の賛否が分かれ、見送り。
- ・昭和61年に、林野庁要望の水源税構想と建設省要望の流水占用料改正を一本化した「**森林・河川緊急整備税**」の導入を要望。再び、見送り。

【森林交付税構想】

- ・平成3年に、和歌山県本宮町長は、地方交付税の枠外に「**森林交付税**」を創設することを提唱(一般財源又は地方交付税の組み換えを想定)。以後、構想に賛同する市町村と市町村議会議員は「森林交付税創設促進連盟」等を結成して、全国規模で運動を展開。

【全国森林環境税構想】

- ・平成15年に、森林交付税構想を推進してきた市町村は、「**全国森林環境・水源税**」(水や二酸化炭素排出源への課税を想定)の創設を求める方向に、運動方針を転換。
- ・平成18年に、「全国森林環境・水源税」の名称から「水源」を削除して、以後、「**全国森林環境税**」の創設を求める運動を展開。

【都道府県の独自課税】

- ・平成15年に、**高知県は、都道府県で初めて「森林環境税」**を導入。
- ・平成28年までに、**37府県**が森林整備を主な目的とする独自課税を導入。

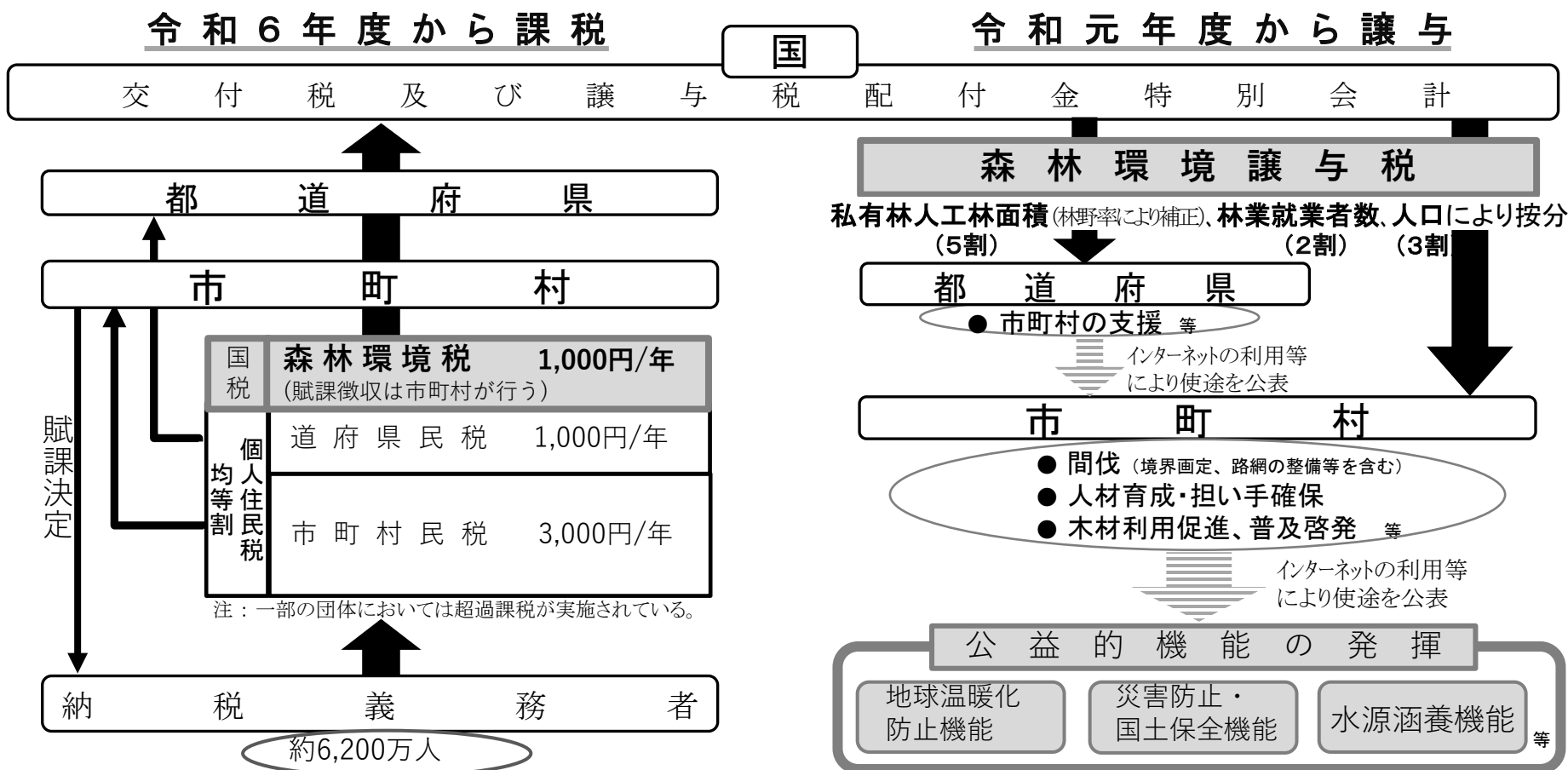
【森林吸収源対策のための財源の確保に関する検討】

- ・林野庁は、平成16年以降、平成17年に発効した「京都議定書」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、**森林吸収源対策のための財源となる税の創設を継続的に要望**。
- ・平成24年度に、「地球温暖化対策税」が導入されたが、森林吸収源対策は、使途に含まれず。
- ・林野庁は、平成25年度以降、「**森林環境税**」の創設を継続的に要望。
- ・平成30年度与党税制改正大綱で、「平成31年度税制改正において、**森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する**」ことが決定。

森林環境税・森林環境譲与税の概要

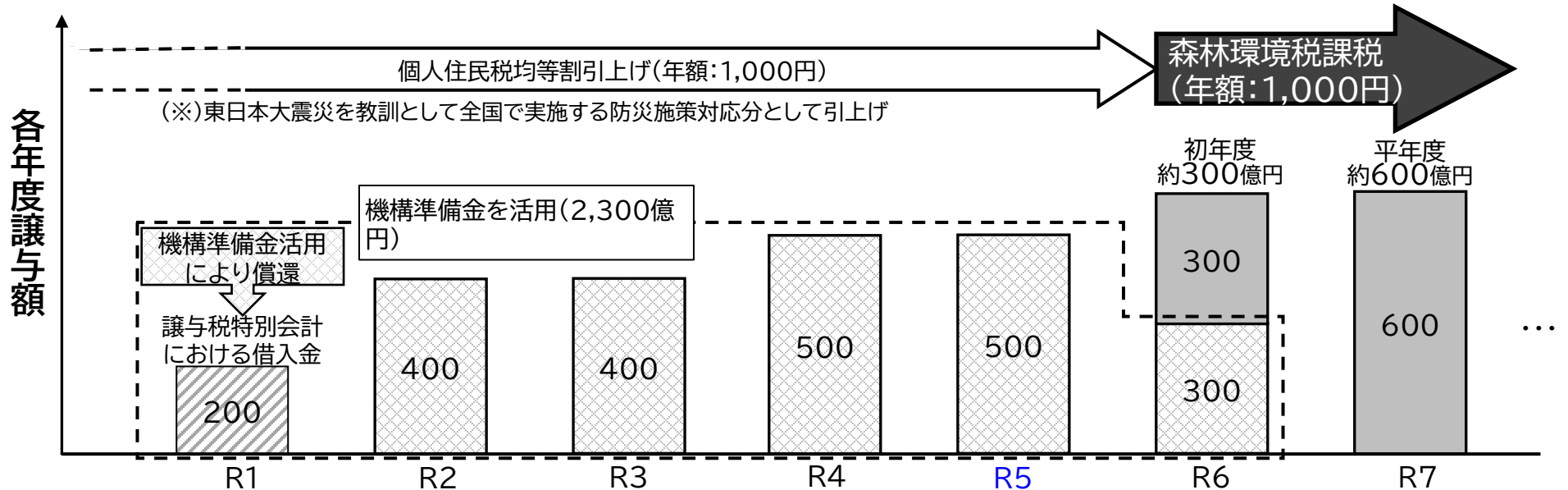
○ パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。

【制度イメージ】



森林環境譲与税の譲与額・譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160	340	→	440	→	540	→
(都道府県分)	40	60	→	60	→	60	→

【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)	
	20% : 林業就業者数	
都道府県分	30% : 人口	
	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」における使途

(趣旨)

第一条 この法律は、**森林**(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。)の**有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。**

- 一 **森林の整備に関する施策**
- 二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)**の促進その他の森林の整備の促進に関する施策**
- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
 - 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
 - 三 前項第二号に掲げる施策
- 3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

森林環境譲与税を活用して実施可能な取組の例

○ 国で、譲与税を活用して実施可能な取組例のリストを作成し、都道府県・市町村へ提供。

【森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について(令和5年6月)より抜粋】

森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ○森林経営管理制度等に基づき、市町村が発注者となって実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備 ○所有者や森林組合等が実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乘せを含む) ○所有者への意向調査、所有者探索、境界測量の実施 ○林道や森林作業道の開設や維持修繕 ○里山林や竹林の整備 ○市町村が発注者となって実施するスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替え ○植栽箇所における防獣ネットの設置 ○松くい虫やナラ枯れ等の被害木の伐倒・薬剤散布 ○台風により発生した風倒木の搬出処理 ○友好都市や上下流の関係にある他自治体の森林整備の費用を負担 等
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就業者等の人材育成研修や技術指導、資格取得に係る経費の補助 ○高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助 ○林業大学校等の研修生への交通費、資格取得、実習等への支援 ○林業技術者を養成するアカデミーの運営や技術研修会の実施 ○森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用 等
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の木造化・木質化、木製什器の設置 ○多数の者が利用する民間建設物の木造・木質化への補助 ○地域産の木材を使った小物を記念品として贈呈 等
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○森林に関する市民講座、シンポジウム、木育イベント等の開催 ○都市部自治体の住民を対象とした山村部への林業体験ツアー等の開催 ○山村部自治体における、森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 等

※ これらの例示以外でも、各地域の実情に応じた創意工夫による取組を実施いただくことが可能です。

※ 森林環境税は国民の皆様の協力のもと創設されたものであり、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いいたします。

森林環境譲与税の実績①

- 森林環境譲与税による市町村の主な取組実績は、ほとんどの項目で毎年増加。
- 例えば、令和4年度の森林整備面積は、令和元年度の約7倍となるなど、着実に取組は進展

■ 森林環境譲与税の市町村における主な取組実績(令和元年度～4年度)

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考)累計
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha	約18.3万ha	約70.4万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約5.9千ha (約3.6千ha)	約17.9千ha (約10.3千ha)	約30.8千ha (約14.2千ha)	約43.3千ha (約19.9千ha)	約97.9千ha (約48.0千ha)
	森林作業道の整備	約89千m	約233千m	約406千m	約502千m	約1,230千m
	林道・林業専用道の整備	約1千m	約5千m	約14千m	約12千m	約32千m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約6.5千人	約5.0千人	約6.4千人	約9.5千人	約27.4千人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³	約27.6千m ³	約68.9千m ³
	イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約6,100回
	参加者等	約88千人	約56千人	約125千人	約189千人	約458千人

※ 本実績値には、森林環境譲与税と他の財源を組み合わせで行った事業の実施分も含まれている。
市町村によって取組の内容は様々であり、「主な取組実績」は、代表的なものを提示している。

森林環境譲与税の実績②

- 令和元年度、令和2年度における森林環境譲与税の執行率は半分以下、令和3年度は64%、令和4年度は78%で積立が累増。
- 令和5年度の活用予定は、市区町村で106%(全体で107%)。基金積立額は減少開始。

		令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 予定
市区町村	活用額	65億円 (41%)	163億円 (48%)	217億円 (64%)	341億円 (78%)	467億円 (106%)
	譲与額	160億円	340億円	340億円	440億円	440億円
都道府県	活用額	31億円 (78%)	47億円 (78%)	53億円 (88%)	58億円 (97%)	70億円 (117%)
	譲与額	40億円	60億円	60億円	60億円	60億円
合計	活用額	96億円 (48%)	210億円 (53%)	270億円 (68%)	399億円 (80%)	537億円 (107%)
	譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円

※ 令和5年度予定の金額については、令和5年3月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの

※ ()内の数値は、当年度譲与額に対する当年度活用額の割合を示したもの

森林環境譲与税の譲与基準の見直し

- 森林環境譲与税の譲与基準について、令和6年度与党税制改正大綱において、**森林整備**をはじめとする必要な施策の推進につなげるため、**私有林人工林面積及び人口の譲与割合**を見直し。

令和6年度税制改正大綱(抜粋)

令和5年12月14日 自由民主党・公明党

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

(4) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

第二 令和6年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

(地方税)

〈森林環境譲与税〉

(6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55(現行:10分の5)とし、人口の譲与割合を100分の25(現行:10分の3)とする。

森林環境譲与税を活用した都市・山村連携の取組 | 森林整備

- 森林環境譲与税の導入を受けて、都市・山村連携の取組が拡大。
- 令和4年度は、都市部と山村部の自治体が、森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組を44件実施。159の自治体(158市区町村1県)が連携の取組に参画。

■ 都市部と山村部の自治体が連携した取組の実施状況(令和4年度)

		都道府県内	都道府県外	合計
取組件数		11	33	44
取組分野	森林整備	4	16	20
	木材利用	9	13	22
	普及啓発	5	17	22

※自治体への聞き取り結果をもとに作成。取組分野は複数計上。
 ※自治体により様々な形の連携があるため、必ずしも全ての取組を網羅したものではない。

【愛知県名古屋市 × 長野県木祖村】 <上下流連携による森林整備>

木祖村内の森林約3haを「名古屋市・木祖村交流の森」に設定し、森林整備を実施するとともに、名古屋市の市民が、植栽や育樹等の作業を通じて森林の大切さを学ぶ場として活用。



〈間伐後の様子〉

【東京都荒川区 × 福島県福島市】 <友好都市連携による森林整備>

福島市の市有林の一部を「あらかわの森」と名付け、相互に連携・協力して森林整備や荒川区民と福島市民による植樹体験や丸太切り体験のほか、周辺の自然林の散策等を実施。



〈植樹体験の様子〉

【奈良県田原本町 × 川上村】

<コンソーシアムをきっかけとした連携の創出>

奈良県では、サプライチェーン上の川下の2市3町と川上の吉野郡3町8村、林業関連の2団体が連携し、令和3年度に「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム」を設立。同年度に、本コンソーシアムに参画する田原本町と川上村が「森林整備等の実施に関する連携協定」を締結し、カーボンオフセット等の取組を進めていく方針。



〈コンソーシアム参画団体〉



〈協定結式の様子〉

【千葉県山武市 × 浦安市】

<県による都市・山村連携のマッチング支援>

千葉県は、県内の森林整備を促進するため、県内における都市・山村連携のマッチングを支援。令和4年3月に、森林整備に関する初の広域連携の取組として、浦安市と山武市が「浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定」を締結。



〈協定締結式の様子〉



〈間伐された森林〉

※写真の出典：浦安市、山武市ホームページ

R1事例

【愛知県豊明市×長野県上松町】

とよあけ あげまつまち

＜上下流連携による新生児への木材製品贈呈＞

- 豊明市は、名古屋市近郊にあり森林面積が少なく、上流域から愛知用水等を通じて水が供給されており、**水源地の森林の恩恵を大きく受けている**。水源地にあたる長野県上松町は豊明市の友好自治体であり、水源地の森林保全活動等を行うなど、上下流交流を行っている。
- 令和元年度は、**長野県上松町の協力のもと**、令和元年8月以降に出生された豊明市内在住のお子さん約400名を対象に、**上松町の木材で同町で作られた食器・おもちゃ**をプレゼントすることにより、新生児だけでなく家族で木に親しむきっかけづくりにつなげることができた。

【事業費】1,733千円（全額譲与税（豊明市））



＜木製おもちゃ＞



＜合同記者会見の様子＞

✓ 多くの市民への理解を得るとともに、木材の普及啓発を図る目的で、広報等への掲載を通じて同取り組みを市民に伝えている。

□ 基礎データ（豊明市）

①令和元年度譲与額	2,642千円
②私有林人工林面積	30ha
③林野率	4.7%
④人口	69,127人
⑤林業就業者数	0人

R1事例

【大阪府高石市×和歌山県有田川町】

たかいし ありだがわちよう

＜自治体間連携による森林環境教育＞

- 高石市では、環境と森林との関係について理解と関心を深めることをねらいとし、森林環境譲与税を活用し、小学生が**友好都市である和歌山県有田川町**に行き、**森林環境教育に取り組んだ**。
- 令和元年度は、市の小学生が、事前学習を行った上で、有田川町に赴き、校外学習（森林組合からの木の役割や木材生産、間伐についての説明を受け、その後、間伐材を使ってコースター製作を行うなど）に取り組んだ。

【事業費】266千円（全額譲与税）

【実績】市内の1小学校3年生児童

及び引率教職員 約90名が参加



＜事前学習の様子＞



＜コースター製作の様子＞

□ 基礎データ

①令和元年度譲与額	2,133千円
②私有林人工林面積	0ha
③林野率	0.0%
④人口	56,529人
⑤林業就業者数	0人

森林環境譲与税を活用した都市・山村連携に関するアンケート

- 林野庁では、森林環境譲与税を活用した都市・山村連携を促進するため、令和4年9～12月に市町村への連携ニーズに関するアンケート調査を実施。
- アンケートでは、都市部、山村部の市町村各々に対し、現在の連携の取組状況や今後の意向を調査。

【調査概要】

- 調査期間：令和4年9月29日～12月9日
- 調査対象：1,741市町村
- 回答数：1,594市町村（都市部：484市町村、山村部：1,136市町村）

※都市部か山村部かは、回答市町村が選択

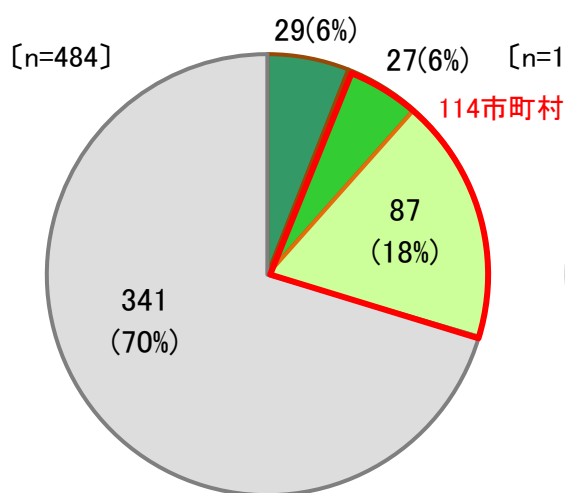
1. 都市・山村連携を実施している又は関心のある市町村の数

○都市・山村連携の取組への関心について、「現在、連携の取組を行っている」と回答があったのは、都市部は29市町村、山村部は13市町村。

○「現在、連携の取組を行っており連携先をさらに増やしたい」又は「取組を行っていないが、関心がある」と回答があったのは、都市部は114市町村、山村部は364市町村。

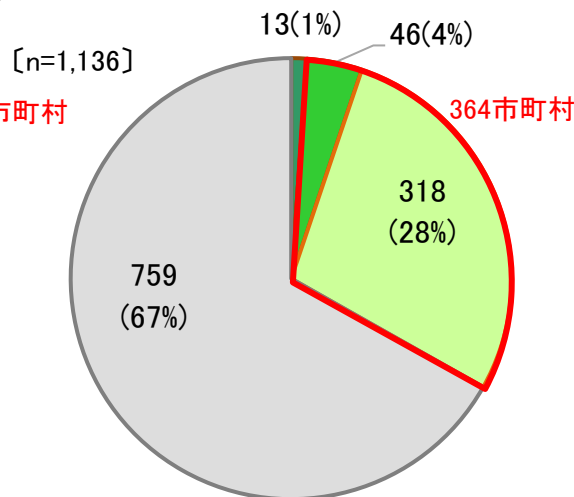
【都市部の市町村】

山村部の市町村との連携状況



【山村部の市町村】

都市部の市町村との連携状況



- 現在、連携の取組を行っている(又は具体的な予定がある)
- 現在、連携の取組を行っており(又は具体的な予定があり)、連携先をさらに増やしたい
- 現在、連携の取組を行っていない(又は具体的な予定がない)が、関心がある
- 現在、連携の取組を行っておらず、今後の予定も未定

《参考：現在連携の取組を行っている市町村の取組例》

- ・ 都市部と山村部の市町村とで森林の育成・保全に関する協定を締結し、都市部の市町村が森林の整備に要する費用を負担
- ・ 都市部の住民を対象とした、植樹ツアーの実施
- ・ 山村部の木材を利用した積み木を、都市部の新生児へプレゼント

森林環境税・森林環境譲与税の広報・情報発信

- 森林環境税・森林環境譲与税等について、国民の皆様に分かりやすくお伝えするため、**制度概要や取組事例を紹介するパンフレットやポスター、チラシ**により、各種イベント・窓口等で広報。
- 各自治体においても、譲与税が何に使われ、どう役立っているかを様々な手法・機会により**情報発信**していくことが不可欠。

■ パンフレット、ポスター、チラシ、HP等で広報



■ 自治体における広報の取組事例

① 使途公表HPの工夫
～高知県いの町～

事業ごとに取組内容や成果を紹介する資料を作成し、譲与税の使途公表HPに掲載。

(いの町HP)
<https://www.town.ino.kochi.jp/shigoto/ryngo/8942/>

② 広報誌の活用
～岐阜県高山市～

「広報たかやま」2022年10月号に特集「林業が森林環境と暮らしを守る！100年先を見据えた森林づくり」を掲載。

■ 広報たかやま 2022年10月号

(高山市HP)
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default/project/page/001/017/292/10-all.pdf

どうして、森林を守るの？

人は、木から暮らしを支り続けてきました。森林は生きていく私たちの暮らしを支えています。木は、私たちの暮らしを支えています。木は、私たちの暮らしを支えています。木は、私たちの暮らしを支えています。

森林を守るとは、私たちの暮らしを守ること。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税



イベントでの
掲示や配布

ラジオ番組
でも紹介！



③ 独自の広報資料の作成 ～兵庫県神戸市～

譲与税を活用した森林整備現場の見学会について、参加者以外へも広報・啓発を行えるよう、動画を作成し公開。

私有林の抱える課題に対する取り組み

(神戸市動画URL)
<https://www.youtube.com/watch?v=wdi0XfFS0eA>

④ 事業箇所等への表示 ～秋田県横手市～

譲与税を活用して導入・作製した木製施設等に、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示。

■ 公園へのあずまやの設置(令和2年度)における例

⑤ 事業のプレスリリース ～北海道北斗市～

新生児へ木製品を贈呈する事業について、令和3年6月にプレスリリースを実施。

記者発表資料

北斗市 令和3年6月10日

新生児へ木製品を贈呈する事業について



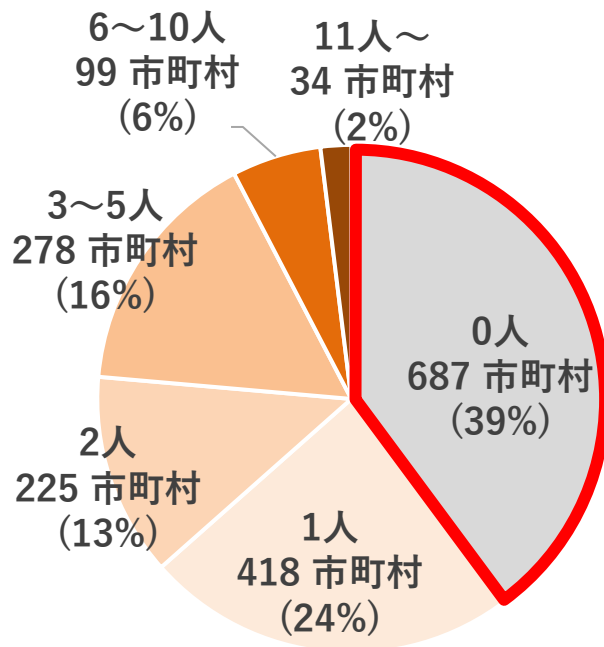
林野庁ホームページでも写真・図表や事例を含め積極的に紹介しています

6. 市町村の体制について

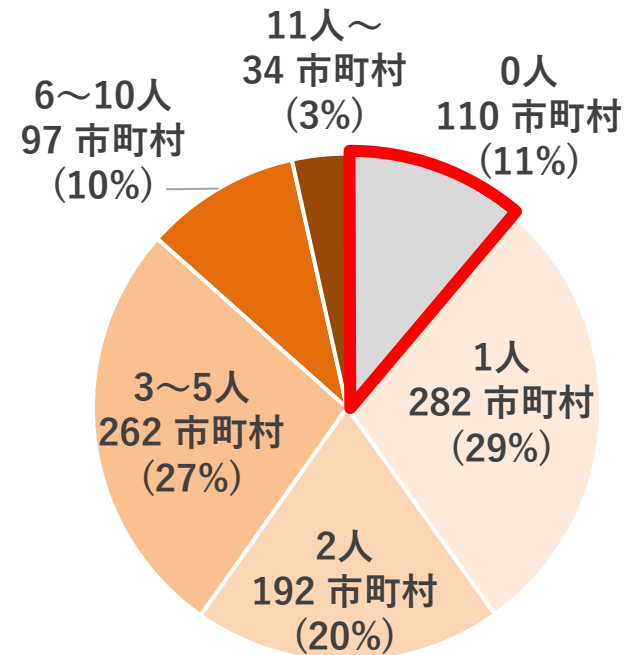
市町村の森林・林業担当職員の現状

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で3,000人程度。専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分でない市町村が多い。
- 私有林人工林が1,000ha以上の市町村(我が国の私有林人工林面積の97%を占める)では、一定の職員数を確保している市町村が多いが、職員数0人の市町村も約1割存在する。

<全市町村 (1,741) >



<私有人工林1,000ha以上の市町村 (977) >



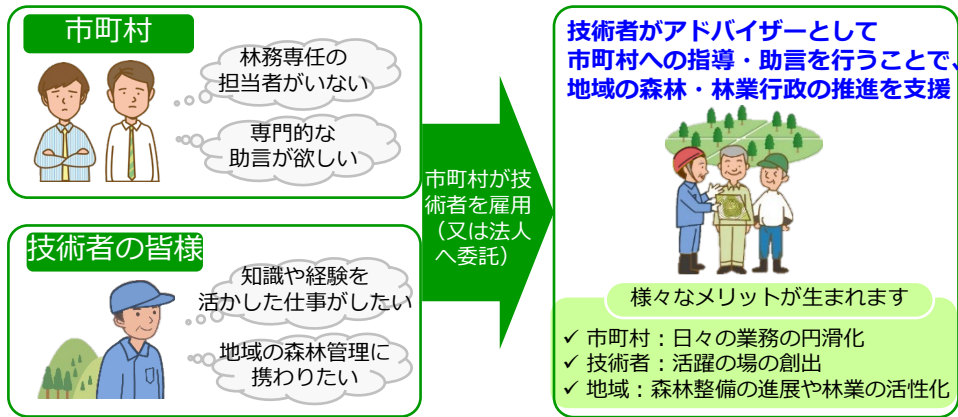
市町村における森林・林業担当職員数

市町村の体制構築に向けた支援

- 市町村が主体となる森林整備を実施するためには、**市町村等の体制支援や技術的支援が不可欠**。
- 林野庁では、「**地域林政アドバイザー制度**」を推進するほか、**説明会への職員の派遣**や**実務研修**、**取組事例の作成・共有**等を実施。

①地域林政アドバイザー制度

制度のイメージ



②森林経営管理制度推進事業

- **市町村へ指導・助言が行える技術者の育成**
 - ・R元年度より研修を実施。
 - ・これまでに788名が参加。
- **取組事例集の作成・提供**
- **所有者不明森林への対応**
 - ・特例措置活用のためのガイドライン作成
 - ・所有者探索に係る**工程調査**の実施



<技術者の育成研修>

③説明会等の技術的支援

- 市町村、都道府県等の説明会へ林野庁職員を派遣等 **410回**(H30.6-R5.12)
- 国の森林技術総合研修所における市町村職員を対象とした研修の実施
 - ・地域林政アドバイザー養成研修
 - ・森林経営管理制度実務研修 等
- 制度に係る事務の手引の作成・通知
- 森林環境譲与税に係る取組事例の作成・共有（林野庁HPで公表）
- 森林集積推進室(令和元年度創設)による一元的な助言・指導

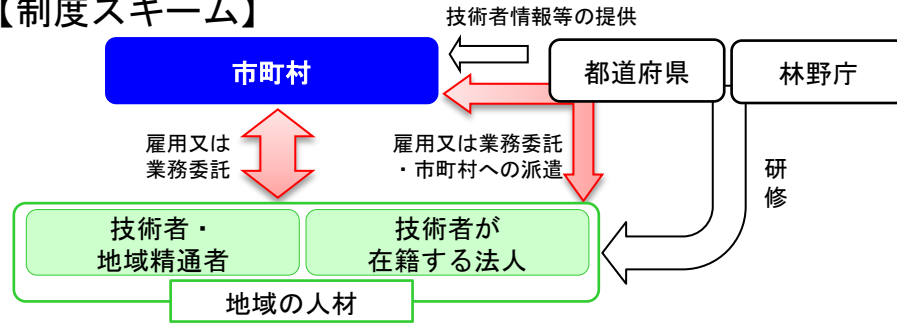


<説明会への講師派遣> <森林技術総合研修所での研修

地域林政アドバイザー制度の活用

○ 地域林政アドバイザー制度は、市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する技術者の雇用、又は技術者が所属する法人等への事務委託を通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るもの。

【制度スキーム】



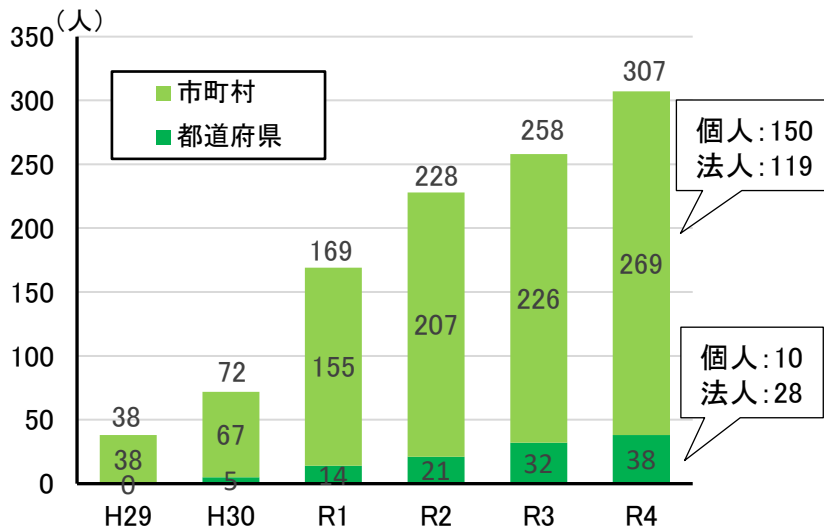
※地域林政アドバイザーの雇用・委託経費については、特別交付税措置の対象。
(措置率:都道府県0.5・市町村0.7、対象経費:1人当たり500万円が上限)

【対象者の要件】

以下のいずれかに該当する技術者の方、又は該当する技術者が在籍する法人

- ・ 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者(林業改良指導員及び林業専門技術員を含む)
- ・ 技術士(森林部門)
- ・ 林業技士
- ・ 認定森林施業プランナー
- ・ 認定森林経営プランナー
- ・ 地域に精通する方で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者

活用実績



くしま 宮崎県串間市の活用事例

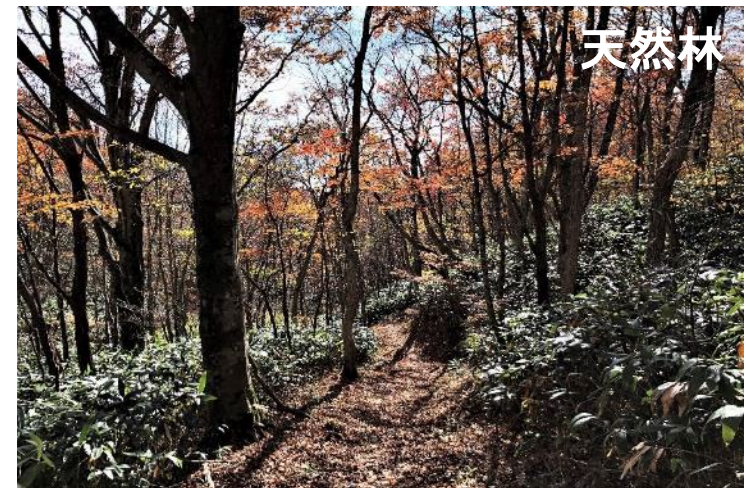
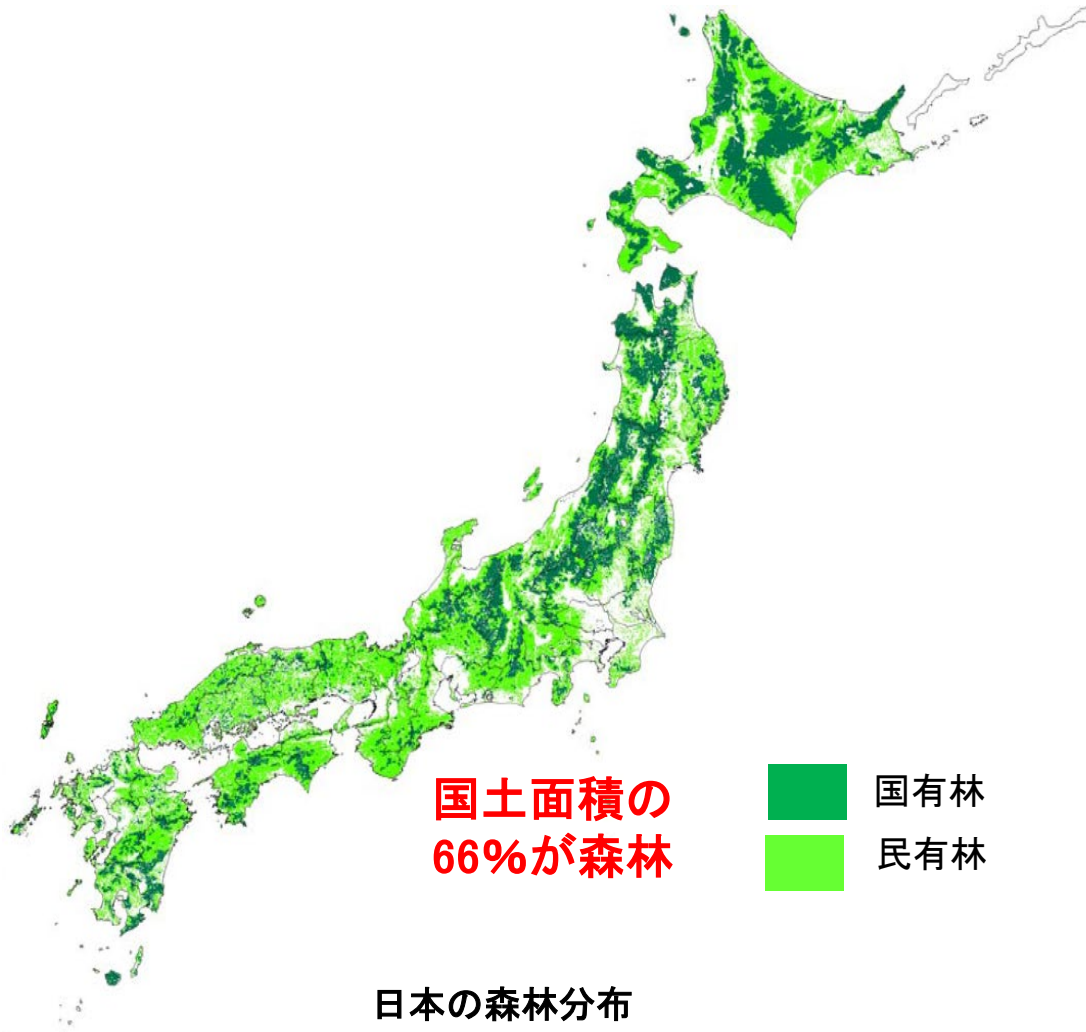
- 宮崎県串間市は、林務専門職員が不在の中、平成30年度より地域林政アドバイザー制度を活用して森林組合に業務を委託。
- 同森林組合は、**民有林における伐採、災害、造林のパトロールによる管内業者への指導や、誤伐・盗伐時におけるドローンによる空撮、市有林の管理業務への助言等の支援業務に対応。**



7. まとめ

私たちの森林

- 我が国の森林は国土の約2/3を占めており、世界有数の森林国。
- 国土を守り、水や生物を育み、木材を産み出すなど、様々な恵みで私たちの命と暮らしを支えている。
- 成熟期を迎えた人工林は、「伐って、使って、植えて、育てる」ことにより、世代を越えて恵みを繋いでいく。



森林・林業によるSDGsへの貢献

- 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、様々なSDGs(持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals)に貢献。
- 環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材産業関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関わりが広がりつつあり、森林の整備・保全や地域活性化にもつながっている。



注1: アイコンの下文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 2: このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

地域の「森林・林業のビジョン」の実現に向けて

- 地域の持続的な森林管理や地域課題の解決のためには、幅広い関係者の参画の下、「地域の森林の目指す姿」(課題・目標・方針)を明らかにしながら進めることが有効。
- 昨年度の都道府県ヒアリングによれば、全国38道府県の277市町村が、制度の取組方針やビジョン等を策定。(※ヒアリング把握分)
- 各地域において、森林・林業や地域の将来に向けたビジョンのもと、これを実現するための手段として、森林経営管理制度や森林環境譲与税等を有効に活用していただきたい。

都道府県名	市町村数				合計
	総合ビジョン／森林整備の方針	制度の実施方針／実施計画	譲与税の活用方針	不明(提供不可のもの)	
北海道	1	2			3
青森県	1			1	2
岩手県	1	2			3
宮城県		7	1	3	11
秋田県				1	1
山形県		8			8
福島県	1	2		2	5
茨城県				4	4
栃木県		4		2	6
群馬県					0
埼玉県	1	1			2
千葉県	11				11
東京都					0
神奈川県					0
新潟県		1			1
富山県	14				14
石川県	1				1
福井県	9				9
山梨県	1	12			13
長野県		59		18	77
岐阜県	2	6		1	9
静岡県					0
愛知県				1	1
三重県	3	7		1	11

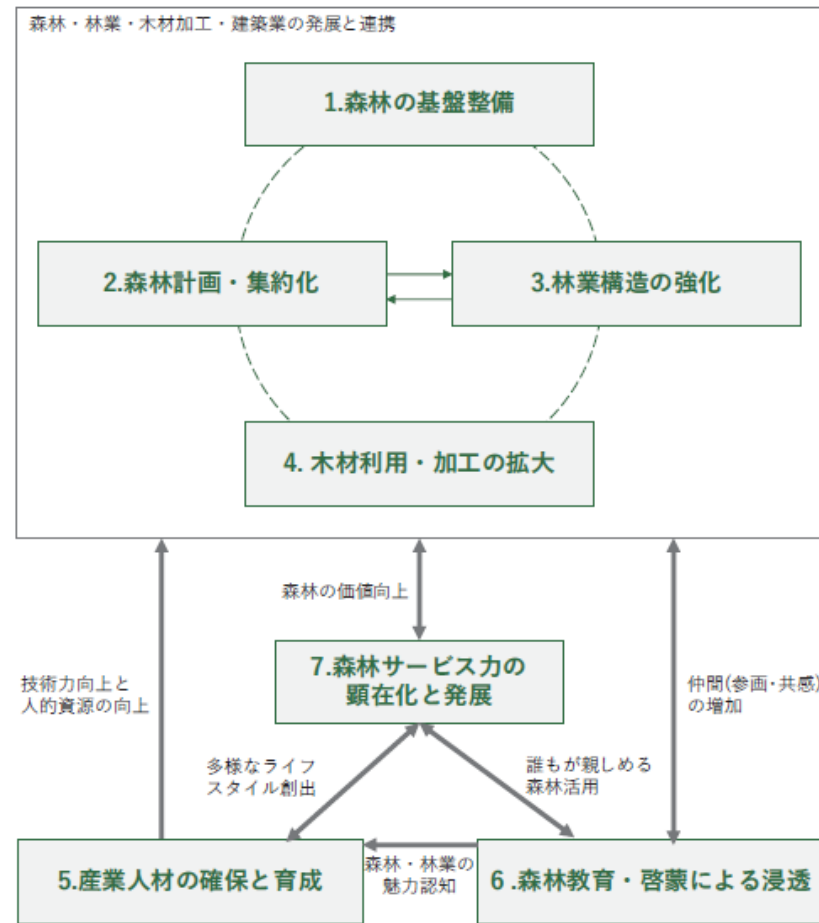
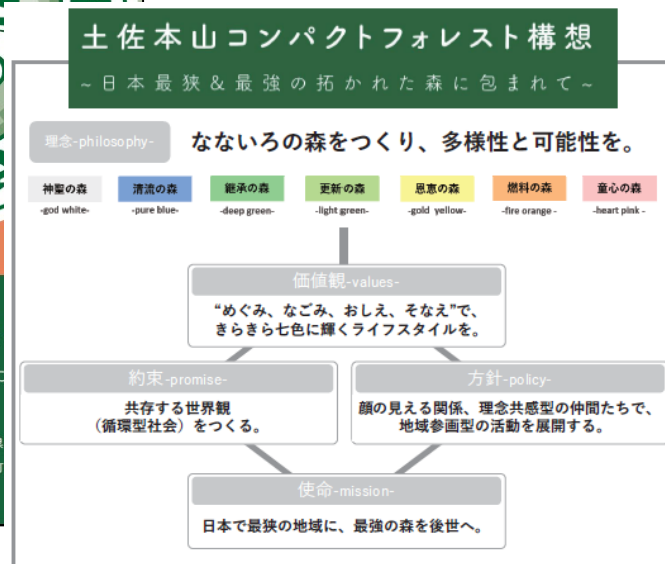
都道府県名	市町村数				合計
	総合ビジョン／森林整備の方針	制度の実施方針／実施計画	譲与税の活用方針	不明(提供不可のもの)	
滋賀県				1	1
京都府	1	4		1	6
大阪府				10	10
兵庫県	1				1
奈良県				3	3
和歌山県	1	4	1		5
鳥取県	1	1			2
島根県		1			1
岡山県		15		2	17
広島県	1				1
山口県			3		3
徳島県	6			2	8
香川県					0
愛媛県					0
高知県	1	2		1	4
福岡県		1			1
佐賀県					0
長崎県		1		2	3
熊本県	3	9	1	1	14
大分県					0
宮崎県		4	1	1	5
鹿児島県					0
沖縄県					0
合計	61	153	7	58	277

(事例) 高知県本山町

- 本山町は、令和4年3月に、森林管理や整備に関して、長期的な方向性と目標を示すとともに、その目標を達成するために必要な施策を定めた「土佐本山コンパクトフォレスト構想」を策定。
- 同構想は、実際に推進する基本施策を7つのテーマに分け、それぞれのテーマにおいて、具体的な実行項目や目標達成のための測定指標、現行状況と測定項目等を整理。



土佐本山コンパクトフォレスト
 ~日本最狭 & 最強の拓かれた森に~
 2022 - 2072 * 高知県
 第1期 (- 2032*) 本山町



【7つのテーマ】

(事例) 広島県東広島市

- 東広島市は、令和4年12月に「東広島市森林管理マスタープラン」を策定。同プランでは、市内の9地域ごとに、森づくりの将来像と方向性を整理。森林環境譲与税の活用方針も提示。
- 策定に当たっては、森林・林業関係者、ボランティア団体、市民、県・市関係者から成る「森林管理マスタープラン検討協議会」で検討を行うとともに、ヒアリングやアンケート調査も実施。



概要版

東広島市森林管理マスタープラン

豊かな自然環境を守りつつ、持続可能な森林の管理・活用を進める



福富

- 地域の将来像** 自然と人が共生する新たなライフスタイルに出会える交流のまち
- 取組の方向性** 豊かな自然環境を活かし観光と連携した森林資源の保全と新しい生活価値に繋がる活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域森林資源を活用した新しい生活価値の創造に関わる小さな循環の推進
 - 自然環境を活かした空間利用などの活用による森林に関わる機会の創出と意識醸成
 - 森林における野生鳥獣対策の推進

志和

- 地域の将来像** 田園環境との調和やインターチェンジなどのアクセシビリティ・職住近接性を活かした仕事とともに新たな交流が生まれるまち
- 取組の方向性** 多様な担い手による豊かな自然を活かした森林環境教育や森林保全を通じた魅力発信
- 地域特性を活かした取組**
- 豊かな自然環境を活用した森林サービス産業の推進
 - 森林環境教育や木育を通じた森林に関わる機会の創出と意識醸成

八本松

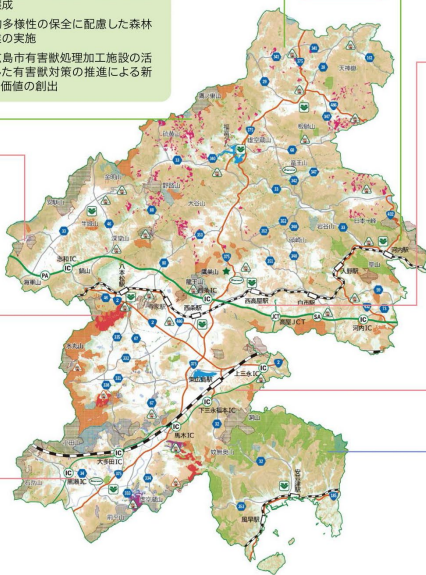
- 地域の将来像** 先端産業と田園風景の調和や都市との近接性を活かした良好な居住環境が整ったまち
- 取組の方向性** 企業と地域との連携による森林活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域・企業などと連携した森づくりの推進
 - 自然環境を活かした森林に親しむ機会の創出と意識醸成

黒瀬

- 地域の将来像** 交通利便性や地域資源である大学の機能を活かした健康・福祉と交流のまち
- 取組の方向性** 地域・大学などと連携した地域住民の健康・福祉と里山保全・整備に繋がる活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域・大学などと連携した主体的な里山活用と森林に関わる機会の創出
 - 生産森林組合による森林整備の継続と活用の推進

豊栄

- 地域の将来像** 豊かな自然環境の中でゆとりある暮らしが楽しめる体験・交流・定住のまち
- 取組の方向性** 多様な担い手による主体的な里山活用と生物多様性環境の保全
- 地域特性を活かした取組**
- 地域材の活用による木づかいへの意識醸成と活用促進
 - 自然環境を活かした空間利用による森林に関わる機会の創出と意識醸成
 - 生物多様性の保全に配慮した森林施策の実施
 - 東広島市有害獣処理加工施設の活用した有害獣対策の推進による新たな価値の創出



河内

- 地域の将来像** 豊かな自然と空港や鉄道などの交通利便性を活かしたゆとりと活力のあるまち
- 取組の方向性** 地域と林業事業者などとの連携多様な担い手による主体的な里山活用と木質バイオマス資源の活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域が取り組む主体的な里山活用と、学校などと連携した森林に関わる機会の創出
 - 質茂バイオマスセンターを拠点とした地域資源の総合的活用による木質バイオマス利用の推進

高屋

- 地域の将来像** 広域交通や様々な教育機関が整う豊かな田園と良好な居住環境を整えたまち
- 取組の方向性** 地域・大学などと連携した里山保全・整備に繋がる森林資源の新しい活用と生物多様性の保全
- 地域特性を活かした取組**
- 地域・大学などと連携した主体的な里山活用と森林に関わる機会の創出
 - 生物多様性の保全に配慮した森林施策の実施

西条

- 地域の将来像** 新たなテクノロジーによる次代の創造と学術・研究・国際化を先導するまち
- 取組の方向性** 産学官民連携による新たな木づかいと多様な担い手による主体的な里山活用
- 地域特性を活かした取組**
- 産学官連携などによる新たなイノベーション創出
 - 公共建築物などへの広島県産材などの利活用をはじめとした木づかい
 - 多様な担い手による地域の森林整備・保全の継続と推進

安芸津

- 地域の将来像** 瀬戸内海に臨む温暖な気候と豊かな自然環境を活かした共に支えあう共生のまち
- 取組の方向性** 企業との連携による市有林をはじめとした森林資源と海洋観光資源の活用
- 地域特性を活かした取組**
- 森林整備を通じた環境価値の創出による森林吸収源対策の推進
 - 里山と里海の近接性や景観を活用し、観光と連携した森林空間における森林サービス産業の推進
 - 地域材の活用による木づかいへの意識醸成と活用促進

【地域別の取組方針】

森林を活かす仕組み

市町村を通じてあなたの森林を活かす
森林経営管理制度

行政・経済・国土すべての基礎となる
境界明確化

国民一人一人が、森を支える。森林環境税



森林のため、地域のため、未来のため、
みんなで進めましょう